

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 六 年 十 二 月 二 十 四 日

目 次

○ 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人 事 課)	四
○ 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例	(同)	四
○ 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	五
○ 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(業務水道課)	四三
○ 岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(地域福祉課)	四三
○ 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(国際交流課)	四三
○ 岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(都市政策課)	四四
○ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(建築指導課)	四五
○ 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(同)	五〇
○ 岐阜県証紙条例を廃止する等の条例	(出納管理課)	五〇
○ 岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(運転免許課)	五一

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第四六号)
- 一 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当について、年間の支給割合を○・〇五月分引き上げることとした。
- 二 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の六月期と一二月期の期末手当の支給割合を改定することとした。
- 三 施行期日等
- 1 この条例中一は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、二は令和七年四月一日から施行することとした。
- 2 一による改正後の規定は、令和六年二月一日から適用することとした。
- ◇ 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例 (条例第四七号)
- 一 「国家公務員退職手当法」の一部改正に鑑み、失業者の退職手当について、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
- 1 雇用機会が不足していると認められる地域における給付日数の延長の暫定措置の適用期間を二年延長することとした。(附則第一七項関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。
- ◇ 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第四八号)
- 一 岐阜県人事委員会の令和六年一〇月一〇日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
- 1 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を九〇〇円引き上げることとした。

2 寒冷地手当について、地域及び世帯等の区分に応じ、支給額を引き上げることとした。

3 期末手当及び勤勉手当（任期付研究員及び任期付職員にあつては、期末手当）について、年間の支給割合を〇・一〇月分（大学の学長、再任用職員、任期付研究員及び任期付職員にあつては、〇・〇五月分）引き上げることとした。

4 期末手当及び勤勉手当（任期付研究員にあつては、期末手当）について、六ヶ月期と一二月期の支給割合を改定することとした。

5 給料表を改定し、初任給を始め若年層に重点を置いて給料月額を引き上げることとした。

二 警察職員が海上保安庁の船舶に乗り組んで行う外国船舶の警戒業務に従事した場合に支給される警察職員手当について、日没時から日の出時までの間に従事した場合は、国家公務員に準じて通常の手当額に一〇〇分の五〇を加算することとした。

三 施行期日等

1 この条例中一1から3まで及び5は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、一4は令和七年四月一日から、二は公布の日から施行することとした。

2 一1、2及び5による改正後の規定は令和六年四月一日から、一3による改正後の規定は令和六年二月一日から、二による改正後の規定は令和六年五月一六日から適用することとした。

◇岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第四九号）

一 「大麻草の栽培の規制に関する法律」の一部改正に伴い、第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

二 この条例は、令和七年三月一日から施行することとした。

◇岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第五〇号）

一 「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、その改正内容に準じた改正を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第五一号）

一 「旅券法施行令」の一部改正に鑑み、「旅券法」の施行に関する事務に係る手

数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

二 この条例は、令和七年三月二四日から施行することとした。

◇岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第五二号）

一 屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の安全性を確保するため、次のとおり規定の整備を行うこととした。

1 広告物を表示する者等に対し、当該広告物又は掲出物件について補修、除却その他必要な管理を義務付けることとした。（第一四条の二関係）

2 広告物又は掲出物件の所有者又は占有者に対し、当該広告物又は掲出物件について一定の資格者による点検を義務付けることとした。（第一四条の三関係）

3 広告物の表示又は掲出物件の設置の許可又は許可の更新を受けようとする者に対し、2の点検結果の提出を義務付けることとした。（第一四条の三関係）

4 広告物又は掲出物件の除却義務の対象者、除却すべき場合及び除却期限を見直すこととした。（第一五条関係）

二 知事が除却により保管した特に貴重な広告物又は掲出物件の公示方法を、県公報又は新聞紙からホームページに変更することとした。（第一九条関係）

三 一2及び3の点検結果の受付事務を全ての市町村（岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、恵那市、各務原市及び下呂市を除く。）に移譲することとした（「岐阜県事務処理の特例に関する条例」の一部改正）。

四 その他所要の規定の整理を行うこととした。

五 この条例中一1及び4、二並びに四は令和八年一月一日から、一2及び3並びに三は令和九年四月一日から施行することとした。

◇宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第五三号）

一 「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」の施行に伴い、次の三条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 岐阜県事務処理の特例に関する条例

（一）「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく事務を大垣市、高山市、多治見市、各務原市及び可児市に移譲することとした。（別表第一関係）

（二）改正前の「宅地造成等規制法」に基づく事務について市町村への権限移譲を廃止することとした。（別表第一関係）

2 岐阜県埋立て等の規制に関する条例

特定事業を行う区域の構造が満たすべき基準を、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に規定する基準に準じて定めることとした。(第七条関係)

3 岐阜県土木関係手数料徴収条例

(一) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行われる宅地造成等に係る工事について、次の手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

ア 宅地造成等許可申請手数料

イ 土石堆積許可申請手数料

ウ 宅地造成等変更許可申請手数料

エ 土石堆積変更許可申請手数料

オ 宅地造成等中間検査申請手数料

カ 宅地造成等適合証明書交付手数料

(二) 改正前の「宅地造成等規制法」に基づく次の手数料を廃止することとした。
(別表第一関係)

ア 宅地造成許可申請手数料

イ 宅地造成変更許可申請手数料

ウ 宅地造成適合証明書交付手数料

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第五四号)

一 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に鑑み、宅地建物取引業免許等申請手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇岐阜県証紙条例を廃止する等の条例(条例第五五号)

一 岐阜県証紙条例の廃止

1 使用料及び手数料の徴収について、証紙による収入の方法を廃止することとした。

2 証紙の販売終了は令和七年二月三十一日、使用期限は令和八年九月三〇日、買戻し期限は令和十二年二月三十一日とすることとした。(附則第二項及び第三項関係)

二 岐阜県税条例の一部改正

1 狩猟税の徴収方法を、証紙による方法から現金の納付による方法に改めることとした。(第一六二条関係)

2 証紙の使用期限に合わせ、令和八年九月三〇日までは証紙による徴収方法も可能とすることとした。(附則第六項関係)

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、令和八年一月一日から施行することとした。

◇岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第五六号)

一 「道路交通法」の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。
(別表第一関係)

1 運転免許証と個人番号カードの一体化により、特定免許情報を個人番号カードに記録することが可能となることに伴い、次の手数料を新たに徴収することとした。

(一) 特定免許情報記録手数料

(二) 免許情報記録書換手数料

(三) 運転経歴情報記録手数料

2 運転免許証交付手数料について、免許情報記録個人番号カードのみを有する者が申請する場合に係る手数料を新たに徴収することとした。

3 運転免許証更新手数料について、名称を運転免許証等更新手数料に変更するとともに、区分を変更した上、額を改定することとした。

4 運転免許証更新申請書經由手数料について、名称を運転免許証等更新申請書經由手数料に変更するとともに、区分を変更した上、額を改定することとした。

二 「道路交通法施行規則」の一部改正に伴い、更新時講習に係る自動車運転等講習手数料について、オンライン講習を受講した場合の手数を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

三 「道路交通法施行令」の一部改正に鑑み、「道路交通法」の施行に関する事務に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

四 この条例は、令和七年三月二四日から施行することとした。

条 例

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十六号

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与に関する条例(昭和二十四年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百二十」に改める。

第二条 知事及び副知事の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百二十」を「百分の二百十七・五」に改める。

(岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成十一年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百二十」に改める。

第四条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百二十」を「百分の二百十七・五」に改める。

(岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百二十」に改める。

第六条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百二十」を「百分の二百十七・五」に改める。

(岐阜県各種委員等給与条例の一部改正)

第七条 岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百二十」に改める。

第八条 岐阜県各種委員等給与条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百二十」を「百分の二百十七・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、第三条、第五条及び第七条並びに次項及び附則第三項の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、第二条、

第四条、第六条及び第八条の規定は令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与に関する条例、第三条の規定による改正後の岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第五条の規定による改正後の岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第七条の規定による改正後の岐阜県各種委員等給与条例(次項において「改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等」という。)の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第五条の規定による改正前の岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第七条の規定による改正前の岐阜県各種委員等給与条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、それぞれ改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十七号

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例

岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第四項中「引き続き日本電信電話株式会社」の下に「日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。」を加える。

附則第十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 改正後の第十条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した岐阜県職員退職手当条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十八号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項第一号中「三十六万九千五百円」を「三十七万四百円」に改める。
第二十条第一項第二十五号中「額」の下に「（日没時から日の出時までの間に従事した日にあつては、当該従事した日一日につき当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）」を加える。

第二十一条第二項の表一級地の項中「二六、三八〇円」を「二九、四〇〇円」に、「一四、五八〇円」を「一六、二〇〇円」に、「一〇、三四〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同表二級地の項中「二三、三六〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「一三、〇六〇円」を「一四、五〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「九、八〇〇円」に改め、同表三級地の項中「二二、五四〇円」を「二五、一〇〇円」に、「一二、八六〇円」を「一四、三〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「九、六〇〇円」に改め、同表四級地の項中「一七、八〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「七、三六〇円」を「八、二〇〇円」に改める。

第二十三条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十五条第二項第一号イ中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同号ロ中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。
別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 (第四関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	186,100	233,600	265,700	292,500	315,500	341,200	380,600	423,600	474,600
	2	187,300	235,100	266,700	294,100	317,300	343,200	383,200	426,100	477,700
	3	188,500	236,700	267,800	295,700	319,000	345,000	385,600	428,600	480,800
	4	189,600	238,200	268,800	297,200	320,600	346,900	387,800	431,100	483,900
	5	190,700	239,700	269,800	298,800	322,000	348,600	389,800	433,000	486,900
	6	192,400	241,300	270,800	300,400	323,300	350,400	392,100	435,100	490,000
	7	194,100	242,800	271,900	301,800	324,600	352,000	394,300	437,300	493,100
	8	195,700	244,400	272,900	303,100	325,900	353,700	396,300	439,500	496,200
	9	197,300	245,900	273,900	304,300	327,300	355,400	398,400	441,500	498,900
	10	199,000	247,300	275,000	305,900	329,100	357,100	400,700	443,600	502,000
	11	200,700	248,800	276,000	307,400	331,000	358,800	403,000	445,700	505,000
	12	202,300	250,200	277,000	308,800	332,700	360,400	405,200	447,700	508,100
	13	203,900	251,400	278,100	310,200	334,400	361,900	407,400	449,500	510,800
	14	205,600	252,700	279,100	311,300	336,200	363,700	409,700	451,400	513,200
	15	207,400	254,000	280,100	312,400	337,900	365,300	412,000	453,300	515,500
	16	209,100	255,200	281,300	313,600	339,700	367,000	414,300	455,200	517,900
	17	210,400	256,300	282,300	314,800	341,300	368,600	416,200	456,900	520,100
	18	212,100	257,500	283,600	316,500	343,100	370,400	418,100	458,700	521,600
	19	213,700	258,600	285,000	318,100	344,800	372,000	420,000	460,500	523,100
	20	215,200	259,700	286,200	319,800	346,400	373,600	421,900	462,300	524,500
	21	216,700	260,800	287,700	321,300	348,000	375,100	423,700	464,100	525,600
	22	218,400	261,800	289,000	322,900	349,600	376,700	425,500	465,600	527,100
	23	220,000	262,800	290,200	324,600	351,300	378,300	427,400	467,100	528,600
	24	221,700	263,900	291,500	326,200	352,800	379,900	429,300	468,600	530,100
	25	223,300	264,900	292,600	327,800	354,200	381,700	430,900	470,000	531,300
	26	225,100	265,800	293,800	329,500	356,000	383,700	432,400	471,300	532,400
	27	226,500	266,700	295,200	331,100	357,600	385,600	434,000	472,600	533,600
	28	227,800	267,700	296,500	332,800	359,300	387,400	435,500	473,800	534,800
	29	229,200	268,500	297,800	334,200	360,600	389,000	437,000	474,800	535,900
	30	230,300	269,300	298,800	336,000	362,100	390,800	438,300	475,500	536,800
	31	231,400	270,100	299,800	337,700	363,600	392,500	439,600	476,200	537,700
	32	232,500	271,000	301,000	339,300	365,200	394,200	440,900	476,900	538,600
	33	233,600	271,700	302,100	340,600	366,900	395,900	442,100	477,600	539,400
	34	234,700	272,500	303,300	342,500	368,700	397,300	443,400	478,300	540,300
	35	235,900	273,300	304,500	344,300	370,400	398,800	444,700	478,900	541,000
	36	237,000	274,100	305,700	345,900	372,100	400,200	445,900	479,600	541,500
	37	238,100	274,900	306,900	347,400	373,600	401,700	447,100	480,100	542,200
	38	239,100	275,800	308,300	349,100	374,900	402,900	447,900	480,800	542,900
	39	240,200	276,600	309,600	350,700	376,100	404,100	448,700	481,500	543,700
	40	241,100	277,400	310,900	352,400	377,500	405,200	449,500	482,100	544,300
	41	242,000	278,100	312,300	354,100	378,800	406,200	450,100	482,600	544,800
	42	242,900	278,900	313,600	355,900	379,700	407,400	450,700	483,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	43	243, 800	279, 700	314, 900	357, 800	380, 700	408, 500	451, 300	483, 500
	44	244, 600	280, 400	316, 300	359, 600	381, 800	409, 700	451, 900	483, 800
	45	245, 300	281, 000	317, 600	361, 100	382, 600	410, 400	452, 600	484, 100
	46	245, 900	281, 800	318, 900	362, 600	383, 500	411, 100	453, 400	
	47	246, 600	282, 500	320, 300	364, 000	384, 400	411, 800	454, 000	
	48	247, 200	283, 200	321, 400	365, 400	385, 200	412, 500	454, 700	
	49	247, 800	283, 900	322, 300	367, 000	386, 100	413, 100	455, 100	
	50	248, 400	284, 700	323, 700	367, 800	386, 900	413, 800	455, 600	
	51	249, 100	285, 400	325, 000	368, 800	387, 700	414, 300	456, 000	
	52	249, 600	286, 100	326, 300	369, 800	388, 400	414, 800	456, 400	
	53	250, 100	286, 700	327, 600	370, 700	389, 100	415, 100	456, 800	
	54	250, 500	287, 500	328, 900	371, 800	389, 800	415, 300	457, 200	
	55	250, 800	288, 100	330, 100	372, 800	390, 500	415, 600	457, 600	
	56	251, 200	288, 800	331, 400	373, 800	391, 200	415, 900	457, 900	
	57	251, 500	289, 400	332, 700	374, 700	391, 700	416, 200	458, 200	
	58	251, 800	290, 200	333, 800	375, 400	392, 300	416, 600	458, 700	
	59	252, 100	290, 800	334, 900	376, 100	393, 000	416, 900	459, 000	
	60	252, 400	291, 500	336, 000	376, 700	393, 700	417, 200	459, 300	
	61	252, 800	292, 100	336, 800	377, 200	394, 100	417, 400	459, 600	
	62	253, 100	292, 800	337, 700	377, 800	394, 700	417, 700		
	63	253, 400	293, 500	338, 400	378, 500	395, 300	418, 000		
	64	253, 700	294, 000	339, 200	379, 200	395, 800	418, 300		
	65	254, 000	294, 500	340, 000	379, 500	396, 300	418, 500		
	66	254, 300	295, 100	340, 400	380, 200	396, 900	418, 800		
	67	254, 700	295, 700	341, 100	380, 900	397, 500	419, 100		
	68	255, 000	296, 300	341, 800	381, 500	398, 000	419, 400		
	69	255, 300	296, 800	342, 600	381, 900	398, 400	419, 600		
	70	255, 600	297, 300	343, 300	382, 400	398, 900	419, 900		
	71	255, 900	297, 900	344, 000	383, 000	399, 500	420, 200		
	72	256, 300	298, 500	344, 600	383, 600	400, 100	420, 400		
	73	256, 600	299, 000	345, 100	384, 000	400, 400	420, 600		
	74	256, 900	299, 500	345, 700	384, 600	400, 700	420, 900		
	75	257, 200	300, 000	346, 300	385, 300	401, 100	421, 200		
	76	257, 500	300, 300	346, 900	385, 900	401, 500	421, 400		
	77	257, 800	300, 500	347, 200	386, 300	401, 800	421, 600		
	78	258, 100	300, 800	347, 700	386, 800	402, 100	421, 900		
	79	258, 500	301, 000	348, 100	387, 400	402, 400	422, 200		
	80	258, 800	301, 300	348, 500	387, 900	402, 600	422, 400		
	81	259, 100	301, 500	348, 900	388, 400	402, 800	422, 600		
	82	259, 400	301, 700	349, 400	389, 000	403, 100	422, 900		
	83	259, 700	302, 000	349, 900	389, 600	403, 400	423, 200		
	84	260, 000	302, 200	350, 400	390, 000	403, 600	423, 400		
	85	260, 300	302, 500	350, 800	390, 300	403, 800	423, 600		
	86	260, 600	302, 800	351, 200	390, 700	404, 100			
	87	261, 000	303, 100	351, 600	391, 100	404, 400			
	88	261, 300	303, 400	352, 000	391, 500	404, 600			
	89	261, 600	303, 700	352, 300	391, 900	404, 800			

	90	261,900	304,000	352,700	392,400	405,100				
	91	262,200	304,400	353,100	392,800	405,400				
	92	262,500	304,800	353,500	393,200	405,600				
	93	262,800	305,000	353,700	393,500	405,800				
	94		305,300	354,100	394,000					
	95		305,600	354,500	394,400					
	96		306,000	354,900	394,800					
	97		306,200	355,100	395,100					
	98		306,500	355,500						
	99		306,900	356,000						
	100		307,300	356,300						
	101		307,500	356,600						
	102		307,800	357,000						
	103		308,100	357,400						
	104		308,400	357,800						
	105		308,600	358,300						
	106		308,900	358,700						
	107		309,200	359,100						
	108		309,500	359,500						
	109		309,700	360,000						
	110		310,100	360,400						
	111		310,500	360,700						
	112		310,800	361,000						
	113		311,000	361,500						
	114		311,200	361,900						
	115		311,500	362,200						
	116		311,900	362,500						
	117		312,100	363,000						
	118		312,300							
	119		312,600							
	120		312,900							
	121		313,300							
	122		313,500							
	123		313,800							
	124		314,100							
	125		314,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		195,600	223,700	265,000	285,000	300,500	326,700	369,600	403,800	456,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条第1項に規定する職員を除く。

別表第二 (第四条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	214,700	236,000	259,400	295,100	325,700	348,600	371,500	401,000	438,700
	2	217,100	238,200	261,400	296,400	327,400	350,400	373,300	402,800	440,600
	3	219,500	240,500	263,700	297,700	329,200	352,000	375,000	404,600	442,500
	4	222,000	242,700	265,900	299,000	330,900	353,700	376,800	406,300	444,400
	5	224,400	244,900	268,100	300,200	332,500	355,300	378,500	407,900	445,800
	6	226,800	247,000	269,400	301,300	333,900	356,400	380,200	409,400	447,400
	7	229,300	249,000	270,700	302,400	335,200	357,500	381,800	411,000	449,000
	8	231,500	250,900	272,100	303,300	336,600	358,600	383,400	412,500	450,500
	9	233,700	252,700	273,400	303,900	337,900	359,800	385,000	414,000	451,900
	10	235,900	254,500	274,700	304,600	339,500	361,500	386,600	415,600	453,600
	11	238,000	256,200	276,100	305,400	341,000	363,300	388,300	417,300	455,300
	12	240,000	257,600	277,400	306,100	342,600	364,900	389,800	418,800	456,800
	13	242,100	259,100	278,800	306,800	344,000	366,500	391,200	420,200	457,800
	14	244,100	260,900	280,000	307,600	345,400	368,300	393,000	422,300	459,400
	15	246,200	262,400	281,100	308,400	346,800	369,900	394,700	424,400	461,200
	16	247,800	263,900	282,700	308,900	348,100	371,600	396,500	426,500	463,000
	17	249,500	265,400	284,000	309,600	349,500	373,200	398,000	428,300	464,500
	18	251,000	266,700	285,300	310,500	351,100	374,900	399,600	429,900	466,300
	19	252,500	267,900	286,700	311,200	352,800	376,500	401,300	431,500	468,100
	20	254,100	269,000	287,900	312,000	354,400	378,100	402,900	433,100	469,900
	21	255,600	270,400	289,100	312,800	355,900	379,800	404,600	434,600	471,500
	22	257,300	271,600	289,800	313,600	357,600	381,400	406,200	436,200	473,300
	23	258,800	272,900	290,500	314,600	359,200	383,100	407,800	437,700	475,000
	24	260,300	274,300	291,100	315,500	360,800	384,700	409,500	439,200	476,800
	25	261,900	275,700	291,600	316,500	362,300	386,300	411,000	440,300	478,200
	26	263,100	277,200	292,200	317,800	363,900	388,000	413,100	441,700	479,600
	27	264,400	278,500	292,900	319,200	365,600	389,600	415,100	443,300	481,100
	28	265,600	279,800	293,400	320,500	367,200	391,300	417,100	444,800	482,400
	29	266,800	280,800	293,900	322,000	368,700	393,000	418,700	446,100	483,600
	30	268,200	282,200	294,500	323,500	370,300	394,600	420,400	447,800	484,300
	31	269,500	283,500	295,100	324,800	372,000	396,300	422,000	449,400	485,000
	32	270,800	284,800	295,600	326,000	373,600	398,100	423,700	451,100	485,600
	33	272,200	285,900	296,100	327,000	375,000	399,800	425,400	452,500	486,000
	34	273,700	286,600	296,700	328,300	376,800	401,800	426,900	454,200	486,700
	35	275,000	287,300	297,300	329,500	378,500	403,700	428,400	455,900	487,300
	36	276,500	287,900	297,800	330,600	380,100	405,700	429,900	457,500	488,000
	37	277,500	288,500	298,300	331,700	381,800	407,400	431,200	458,900	488,500
	38	278,800	289,100	298,900	332,900	383,400	408,800	432,700	459,600	489,200
	39	280,200	289,700	299,500	334,100	385,100	410,000	434,200	460,300	489,700
	40	281,400	290,300	300,200	335,300	386,900	411,300	435,600	461,000	490,300
	41	282,600	290,900	300,900	336,400	388,600	412,400	437,200	461,400	490,800
	42	283,300	291,500	301,600	337,700	390,600	413,500	438,500	461,900	491,200

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	43	283,900	292,100	302,400	338,900	392,600	414,500	439,700	462,500	491,600
	44	284,600	292,700	303,100	340,100	394,700	415,500	441,000	463,100	492,000
	45	285,000	293,200	303,800	341,400	396,400	416,600	441,900	463,600	492,300
	46	285,600	293,700	304,800	342,600	398,100	417,800	442,700	464,300	
	47	286,100	294,200	305,600	343,800	399,700	419,000	443,500	464,900	
	48	286,700	294,700	306,500	345,100	401,200	420,100	444,100	465,500	
	49	287,200	295,300	307,300	346,300	402,500	421,300	444,500	466,100	
	50	287,800	295,900	308,400	347,600	403,500	422,100	445,200	466,500	
	51	288,300	296,500	309,500	348,900	404,500	422,900	445,600	466,800	
	52	288,800	297,100	310,600	350,100	405,500	423,600	445,900	467,200	
	53	289,400	297,700	311,500	351,300	406,600	424,100	446,200	467,600	467,800
	54	290,000	298,500	312,600	352,800	407,700	424,800	446,500	467,800	
	55	290,500	299,200	313,700	354,100	408,800	425,500	446,800	468,100	
	56	291,000	299,900	314,800	355,400	409,900	426,100	447,100	468,300	
	57	291,500	300,700	315,800	356,400	411,200	426,800	447,300	468,700	
	58	292,100	301,600	317,000	357,700	412,000	427,200	447,600	468,900	469,300
	59	292,600	302,500	318,100	358,900	412,800	427,800	447,900	469,100	
	60	293,100	303,400	319,200	360,200	413,500	428,400	448,300	469,300	
	61	293,600	304,200	320,300	361,500	414,000	428,900	448,600	469,700	
	62	294,200	305,100	321,400	362,900	414,700	429,300	448,900	469,900	
	63	294,700	306,000	322,500	364,300	415,400	429,800	449,200	470,100	470,300
	64	295,200	306,900	323,700	365,700	416,100	430,300	449,500	470,300	
	65	295,900	307,600	324,700	367,100	416,400	430,700	449,700	470,700	
	66	296,400	308,600	325,800	368,600	417,100	431,300	450,000		
	67	296,900	309,400	327,000	370,100	417,800	431,700	450,300		
	68	297,500	310,200	328,100	371,500	418,400	432,100	450,600		
	69	298,000	311,100	329,100	372,800	418,800	432,500	450,800		451,600
	70	298,500	312,100	330,400	374,200	419,200	432,900	451,100		
	71	299,000	313,000	331,600	375,500	419,700	433,400	451,400		
	72	299,500	313,900	332,800	376,900	420,200	433,700	451,600		
	73	300,000	314,800	333,500	378,100	420,700	434,000	451,800		
	74	300,600	315,700	334,900	379,300	421,100	434,300	452,100		452,700
	75	301,200	316,600	336,300	380,600	421,700	434,600	452,400		
	76	301,800	317,400	337,600	381,800	422,200	434,800	452,700		
	77	302,300	318,200	338,900	383,100	422,700	435,000	452,900		
	78	302,900	319,100	340,300	384,300	423,200	435,300	453,200		
	79	303,500	320,100	341,700	385,500	423,800	435,600	453,500		453,800
	80	304,200	321,100	343,200	386,600	424,300	435,800	453,800		
	81	304,800	322,000	344,500	387,800	424,700	436,000	454,000		
	82	305,500	323,100	346,100	389,000	425,300	436,300	454,300		
	83	306,200	324,200	347,700	390,200	425,800	436,600	454,600		
	84	306,800	325,200	349,200	391,400	426,000	436,800	454,900		455,100
	85	307,500	326,100	350,700	392,500	426,300	437,000	455,100		
	86	308,200	327,100	352,200	393,100	426,900	437,300			
	87	308,900	328,200	353,700	393,600	427,300	437,600			
	88	309,600	329,200	355,100	394,100	427,600	437,800			
	89	310,400	330,200	356,400	394,700	427,900	438,000			

90	311, 200	331, 500	357, 700	395, 300	428, 300	438, 300
91	312, 100	332, 800	358, 900	395, 900	428, 700	438, 600
92	312, 800	334, 000	360, 300	396, 500	429, 100	438, 800
93	313, 300	335, 200	361, 600	396, 900	429, 400	439, 000
94	314, 200	336, 600	363, 100	397, 400	429, 800	
95	315, 200	337, 800	364, 600	397, 900	430, 200	
96	316, 000	339, 100	366, 000	398, 400	430, 600	
97	316, 800	340, 300	367, 400	398, 800	430, 900	
98	317, 800	341, 600	368, 600	399, 200		
99	318, 700	342, 800	369, 700	399, 700		
100	319, 600	344, 000	370, 900	400, 200		
101	320, 500	345, 400	372, 100	400, 600		
102	321, 600	346, 400	373, 200	401, 100		
103	322, 600	347, 400	374, 300	401, 600		
104	323, 600	348, 500	375, 400	402, 100		
105	324, 400	349, 600	376, 600	402, 400		
106	325, 000	350, 700	377, 200	402, 900		
107	325, 600	351, 800	377, 800	403, 400		
108	326, 200	352, 800	378, 400	403, 700		
109	326, 700	354, 000	379, 000	403, 900		
110	327, 200	355, 000	379, 500	404, 400		
111	327, 600	356, 000	380, 000	404, 900		
112	328, 100	357, 000	380, 500	405, 400		
113	328, 900	357, 900	380, 900	405, 700		
114	329, 600	358, 800	381, 300	406, 200		
115	330, 300	359, 800	381, 800	406, 700		
116	331, 000	360, 800	382, 300	407, 200		
117	331, 600	361, 900	382, 700	407, 500		
118	332, 300	362, 300	383, 200	408, 000		
119	333, 100	362, 900	383, 800	408, 500		
120	333, 900	363, 500	384, 300	409, 000		
121	334, 500	363, 900	384, 500	409, 400		
122	334, 900	364, 300	385, 000	409, 900		
123	335, 400	364, 700	385, 600	410, 400		
124	335, 900	365, 100	386, 000	410, 900		
125	336, 200	365, 500	386, 400	411, 300		
126		365, 900	386, 900			
127		366, 300	387, 400			
128		366, 700	387, 900			
129		367, 100	388, 200			
130		367, 500	388, 700			
131		367, 900	389, 200			
132		368, 300	389, 700			
133		368, 500	389, 900			
134		369, 000	390, 400			
135		369, 500	390, 800			
136		369, 800	391, 300			

	137		370,000	391,600						
	138		370,400	392,100						
	139		370,900	392,600						
	140		371,400	393,100						
	141		371,700	393,400						
	142		372,200							
	143		372,700							
	144		373,200							
	145		373,400							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		250,900	262,900	267,200	299,400	316,500	331,100	355,300	391,600	424,200

備考 この表は、警察法第56条第2項に規定する警察の職員たる警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三 (第四条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	221, 100	265, 500	322, 300	364, 500	430, 900	731, 000
	2	223, 600	267, 700	324, 600	367, 100	433, 000	788, 000
	3	226, 000	269, 900	326, 900	369, 800	434, 800	846, 000
	4	228, 500	271, 800	329, 000	372, 400	436, 500	926, 000
	5	230, 900	273, 700	331, 200	374, 800	438, 300	999, 000
	6	233, 400	275, 200	333, 100	377, 300	440, 200	
	7	235, 900	276, 700	335, 000	379, 800	442, 200	
	8	238, 400	278, 300	336, 800	382, 300	444, 000	
	9	240, 800	280, 100	338, 700	384, 900	445, 500	
	10	242, 700	282, 200	340, 600	387, 500	447, 400	
	11	244, 500	284, 200	342, 500	390, 100	449, 400	
	12	246, 400	286, 300	344, 300	392, 500	451, 300	
	13	248, 100	288, 300	346, 200	395, 000	452, 800	
	14	249, 800	290, 600	347, 800	396, 800	454, 700	
	15	251, 400	292, 700	349, 500	398, 300	456, 700	
	16	252, 900	294, 900	351, 000	399, 800	458, 600	
	17	254, 500	296, 800	352, 500	400, 800	460, 400	
	18	255, 900	299, 600	354, 200	402, 600	462, 200	
	19	257, 200	302, 300	355, 800	404, 000	464, 100	
	20	258, 700	305, 000	357, 500	405, 400	465, 900	
	21	260, 000	307, 600	359, 000	406, 600	467, 900	
	22	261, 500	310, 100	361, 000	407, 600	470, 200	
	23	263, 100	312, 500	363, 100	408, 600	472, 600	
	24	264, 600	314, 800	365, 100	409, 600	475, 000	
	25	266, 200	317, 000	367, 000	410, 500	477, 000	
	26	267, 900	319, 100	368, 800	411, 700	479, 100	
	27	269, 600	321, 100	370, 400	412, 800	481, 300	
	28	271, 400	323, 200	372, 000	413, 900	483, 300	
	29	273, 000	325, 200	373, 300	415, 000	485, 400	
	30	275, 000	327, 200	374, 800	416, 200	487, 700	
	31	276, 900	329, 100	376, 200	417, 300	489, 900	
	32	278, 900	331, 100	377, 600	418, 500	491, 900	
	33	280, 700	332, 900	378, 900	419, 600	493, 900	
	34	281, 900	334, 900	380, 100	420, 700	496, 000	
	35	283, 100	336, 800	381, 300	421, 900	498, 200	
	36	284, 300	338, 800	382, 500	423, 100	500, 300	
	37	285, 300	340, 500	383, 600	424, 200	502, 400	
	38	286, 300	341, 800	385, 100	425, 300	504, 400	
	39	287, 400	342, 900	386, 400	426, 500	506, 400	
	40	288, 400	344, 000	387, 800	427, 700	508, 400	
	41	289, 400	344, 700	389, 100	428, 600	510, 400	

	42	290, 600	345, 100	390, 400	429, 700	512, 300
	43	291, 700	345, 500	391, 700	430, 900	514, 100
	44	292, 600	346, 000	393, 100	431, 900	516, 000
	45	293, 600	346, 600	394, 400	432, 900	517, 900
	46	294, 600	347, 100	395, 600	434, 000	519, 700
	47	295, 600	347, 600	396, 900	435, 200	521, 500
	48	296, 600	348, 100	398, 000	436, 300	523, 300
	49	297, 500	348, 500	399, 100	437, 400	525, 000
	50	298, 000	348, 900	400, 400	438, 600	526, 800
	51	298, 400	349, 400	401, 500	439, 800	528, 600
	52	299, 100	349, 800	402, 700	441, 000	530, 400
	53	299, 500	350, 100	403, 800	441, 800	532, 100
	54	299, 900	350, 500	405, 000	442, 700	533, 800
	55	300, 200	350, 900	406, 300	443, 600	535, 500
	56	300, 600	351, 400	407, 400	444, 400	537, 100
	57	301, 100	351, 800	408, 400	445, 200	538, 700
	58	301, 600	352, 200	409, 400	446, 100	540, 000
	59	302, 100	352, 600	410, 500	447, 100	541, 300
	60	302, 600	353, 000	411, 400	447, 900	542, 600
	61	303, 000	353, 400	412, 600	448, 600	543, 800
	62	303, 400	353, 900	414, 100	449, 500	544, 800
	63	303, 800	354, 300	415, 500	450, 600	545, 800
	64	304, 200	354, 700	416, 900	451, 500	546, 800
	65	304, 600	355, 100	417, 700	452, 300	547, 500
	66	305, 100	355, 500	418, 700	453, 200	548, 400
	67	305, 500	356, 000	419, 800	454, 200	549, 300
	68	305, 900	356, 400	420, 900	455, 200	550, 200
	69	306, 200	356, 800	421, 800	456, 200	551, 100
	70	306, 600	357, 300	422, 600	457, 200	551, 900
	71	307, 100	357, 800	423, 500	458, 100	552, 600
	72	307, 500	358, 200	424, 200	459, 100	553, 200
	73	307, 900	358, 500	424, 900	460, 000	553, 900
	74	308, 300	359, 000	425, 800	460, 900	554, 400
	75	308, 700	359, 400	426, 600	461, 800	555, 200
	76	309, 200	359, 800	427, 200	462, 800	555, 800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	309, 500	360, 300	427, 800	463, 600	556, 300
	78	309, 900	360, 800	428, 400	464, 000	556, 900
	79	310, 300	361, 300	428, 800	464, 600	557, 500
	80	310, 800	361, 900	429, 200	465, 200	558, 100
	81	311, 100	362, 400	429, 500	465, 900	558, 800
	82	311, 500	363, 100	429, 900	466, 600	
	83	311, 900	363, 800	430, 200	467, 100	
	84	312, 300	364, 500	430, 600	467, 700	
	85	312, 600	365, 100	430, 900	468, 100	
	86	313, 100	365, 700	431, 300	468, 500	
	87	313, 500	366, 300	431, 700	469, 000	
	88	313, 900	366, 900	432, 100	469, 300	

89	314, 300	367, 500	432, 400	469, 600
90	314, 700	367, 900	432, 800	470, 000
91	315, 100	368, 300	433, 200	470, 400
92	315, 600	368, 700	433, 500	470, 700
93	316, 000	369, 100	433, 800	471, 000
94	316, 500	369, 500	434, 200	471, 400
95	317, 000	370, 000	434, 500	471, 700
96	317, 400	370, 400	434, 800	472, 000
97	317, 800	371, 000	435, 100	472, 300
98	318, 300	371, 500	435, 400	472, 700
99	318, 800	372, 000	435, 700	473, 000
100	319, 400	372, 500	436, 000	473, 300
101	319, 700	372, 900	436, 300	473, 600
102	320, 000	373, 400	436, 600	
103	320, 400	373, 700	436, 900	
104	320, 700	374, 100	437, 200	
105	321, 000	374, 600	437, 600	
106	321, 300	375, 000	437, 900	
107	321, 600	375, 500	438, 200	
108	321, 800	376, 000	438, 500	
109	322, 100	376, 500	438, 800	
110	322, 400	377, 000	439, 100	
111	322, 800	377, 400	439, 400	
112	323, 200	377, 800	439, 700	
113	323, 500	378, 200	440, 000	
114	323, 900	378, 600	440, 300	
115	324, 200	379, 000	440, 600	
116	324, 600	379, 400	440, 900	
117	324, 800	379, 800	441, 100	
118	325, 100	380, 200		
119	325, 500	380, 600		
120	325, 900	381, 100		
121	326, 100	381, 400		
122	326, 400	381, 800		
123	326, 700	382, 300		
124	327, 100	382, 600		
125	327, 300	383, 000		
126	327, 500	383, 500		
127	327, 800	384, 000		
128	328, 100	384, 400		
129	328, 300	384, 900		
130	328, 600	385, 400		
131	329, 000	385, 900		
132	329, 300	386, 400		
133	329, 500	386, 900		
134	329, 800	387, 400		
135	330, 200	387, 900		
136	330, 400	388, 400		

	137	330,600	388,900				
	138	330,800	389,400				
	139	331,000	389,900				
	140	331,300	390,400				
	141	331,700	390,900				
	142	332,000					
	143	332,300					
	144	332,600					
	145	333,000					
	146	333,300					
	147	333,600					
	148	333,900					
	149	334,300					
	150	334,600					
	151	334,900					
	152	335,100					
	153	335,400					
	154	335,700					
	155	336,000					
	156	336,300					
	157	336,600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	
		円	円	円	円	円	
		244,700	293,500	304,700	327,300	413,900	

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表 (二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	202,900	250,200	303,200	360,900	432,000
	2	205,200	251,700	305,100	362,400	433,800
	3	207,600	253,100	306,900	363,800	435,600
	4	209,800	254,600	308,800	365,300	437,300
	5	212,000	256,000	310,600	366,700	438,900
	6	214,400	257,200	312,400	368,100	440,500
	7	216,600	258,500	314,300	369,400	442,300
	8	218,800	259,700	316,000	370,700	444,100
	9	221,100	261,100	317,800	372,000	445,800
	10	223,300	262,400	319,600	373,600	447,600
	11	225,500	263,700	321,500	375,100	449,500
	12	227,800	265,000	323,300	376,600	451,400
	13	230,000	266,400	325,300	377,900	453,000
	14	232,200	268,300	327,100	379,400	454,900
	15	234,300	270,100	329,000	380,900	456,800
	16	236,400	272,000	330,700	382,400	458,700
	17	238,600	273,700	332,400	383,800	460,400
	18	240,400	276,000	334,300	385,400	462,200
	19	242,200	278,200	336,300	386,800	464,000
	20	243,900	280,500	338,200	388,200	465,800
	21	245,700	282,700	340,200	389,800	467,400
	22	247,000	285,000	342,200	391,300	469,200
	23	248,400	287,200	344,100	392,900	471,100
	24	249,700	289,400	345,900	394,300	472,800
	25	250,900	291,400	347,600	395,500	474,400
	26	252,100	293,400	349,400	397,100	476,100
	27	253,400	295,300	351,000	398,600	477,600
	28	254,600	297,200	352,700	400,100	479,200
	29	255,700	299,000	354,300	401,500	480,900
	30	257,000	301,000	355,600	403,100	482,400
	31	258,200	302,800	356,800	404,700	483,700
	32	259,400	304,500	358,000	406,200	485,100
	33	260,600	306,300	359,400	407,600	486,300
	34	261,900	308,100	361,000	409,200	487,000
	35	263,200	309,900	362,600	410,900	487,700
	36	264,600	311,500	364,200	412,400	488,400
	37	266,000	313,200	365,700	413,600	489,000
	38	267,400	314,900	367,400	415,000	489,700
	39	268,800	316,800	369,000	416,400	490,400
	40	270,100	318,500	370,600	417,800	491,100
	41	271,400	319,900	372,100	419,400	491,700
	42	272,500	321,800	373,700	420,800	492,400
	43	273,500	323,700	375,400	422,200	493,100

	44	274,400	325,400	376,900	423,700	493,800
	45	275,100	327,200	378,500	425,100	494,400
	46	276,000	329,100	380,100	426,400	495,100
	47	276,800	330,900	381,700	428,000	495,800
	48	277,600	332,600	383,300	429,500	496,500
	49	278,500	334,400	384,800	431,100	497,100
	50	279,300	336,300	386,400	432,500	
	51	280,100	338,100	387,900	434,100	
	52	280,900	339,900	389,300	435,700	
	53	281,700	341,500	390,800	437,300	
	54	282,500	342,800	392,300	438,800	
	55	283,400	344,200	393,700	440,400	
	56	284,200	345,500	395,200	442,000	
	57	284,900	347,000	396,700	443,500	
	58	285,500	348,700	398,400	445,000	
	59	286,400	350,200	400,000	446,300	
	60	287,300	351,900	401,400	447,700	
	61	288,100	353,400	402,700	449,000	
	62	288,700	355,100	404,100	450,300	
	63	289,600	356,700	405,500	451,500	
	64	290,300	358,200	406,800	452,700	
	65	291,300	359,800	408,000	453,900	
	66	292,100	361,400	409,300	455,100	
	67	293,000	363,100	410,600	456,300	
	68	293,700	364,600	411,900	457,500	
	69	294,400	366,100	413,300	458,800	
	70	295,300	367,800	414,600	460,000	
	71	296,100	369,400	416,000	461,200	
	72	296,800	371,000	417,300	462,400	
	73	297,500	372,500	418,500	463,500	
	74	298,300	374,100	419,900	464,100	
	75	299,000	375,800	421,300	464,600	
	76	299,600	377,300	422,700	465,100	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	300,300	378,900	423,800	465,600	
	78	301,000	380,300	425,100	466,200	
	79	301,700	381,700	426,400	466,700	
	80	302,300	383,100	427,800	467,200	
	81	302,900	384,400	429,100	467,700	
	82	303,700	385,800	430,400	468,300	
	83	304,400	387,200	431,600	468,800	
	84	305,100	388,600	432,900	469,300	
	85	305,800	389,700	434,000	469,800	
	86	306,700	391,100	435,100	470,400	
	87	307,400	392,400	436,300	470,900	
	88	308,100	393,800	437,400	471,400	
	89	308,800	395,000	438,400	471,900	
	90	309,800	396,300	439,400		

	91	310,600	397,500	440,400	
	92	311,400	398,700	441,400	
	93	311,900	399,900	442,300	
	94	312,700	401,100	443,200	
	95	313,600	402,300	444,000	
	96	314,400	403,600	444,800	
	97	315,100	405,000	445,500	
	98	315,900	406,000	445,900	
	99	316,800	407,000	446,300	
	100	317,500	408,100	446,700	
	101	318,300	408,900	447,100	
	102	319,200	409,900	447,400	
	103	320,100	411,000	447,700	
	104	321,000	412,100	448,000	
	105	321,600	412,800	448,300	
	106	322,400	413,800	448,600	
	107	323,200	414,800	448,900	
	108	324,000	415,800	449,100	
	109	324,700	416,500	449,300	
	110	325,100	417,300		
	111	325,600	418,200		
	112	326,100	419,000		
	113	326,600	419,500		
	114	327,000	420,200		
	115	327,500	420,900		
	116	327,900	421,600		
	117	328,400	422,200		
	118	328,900	422,800		
	119	329,400	423,200		
	120	329,900	423,500		
	121	330,400	423,800		
	122	330,800	424,100		
	123	331,300	424,400		
	124	331,800	424,600		
	125	332,400	424,800		
	126	332,700	425,100		
	127	333,000	425,400		
	128	333,300	425,600		
	129	333,600	425,800		
	130	333,900	426,100		
	131	334,200	426,400		
	132	334,400	426,600		
	133	334,600	426,900		
	134	334,800	427,200		
	135	335,000	427,500		
	136	335,300	427,700		
	137	335,600	427,900		

	138	335,800	428,200			
	139	336,100	428,500			
	140	336,400	428,700			
	141	336,600	428,900			
	142	336,800				
	143	337,100				
	144	337,300				
	145	337,600				
	146	337,800				
	147	338,100				
	148	338,400				
	149	338,600				
	150	338,800				
	151	339,100				
	152	339,400				
	153	339,600				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 243,000	円 284,400	円 314,100	円 343,000	円 430,000

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表 (三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	202,900	224,000	303,200	329,500	421,600
	2	205,200	226,400	305,100	331,600	423,100
	3	207,600	228,900	306,900	333,800	424,600
	4	209,800	231,300	308,700	335,900	426,000
	5	212,000	233,800	310,500	338,000	427,300
	6	214,400	236,200	312,400	340,100	428,800
	7	216,600	238,700	314,300	342,300	430,300
	8	218,800	241,100	316,000	344,400	431,700
	9	221,100	243,500	317,800	346,500	433,100
	10	223,300	245,200	319,600	348,700	434,500
	11	225,500	246,800	321,500	350,900	435,900
	12	227,800	248,500	323,300	352,900	437,300
	13	230,000	250,200	325,300	355,000	438,600
	14	232,200	251,700	327,100	356,600	440,000
	15	234,300	253,100	329,000	358,100	441,400
	16	236,400	254,600	330,700	359,600	442,800
	17	238,600	256,000	332,400	361,000	444,000
	18	240,400	257,200	334,300	362,500	445,300
	19	242,200	258,500	336,300	363,900	446,500
	20	243,900	259,700	338,200	365,400	447,800
	21	245,700	261,100	340,200	366,700	448,900
	22	247,000	262,400	342,200	368,100	450,100
	23	248,400	263,700	344,100	369,400	451,300
	24	249,700	265,000	345,900	370,700	452,500
	25	250,900	266,400	347,600	372,000	453,800
	26	252,100	268,300	349,400	373,400	455,000
	27	253,200	270,100	351,000	374,600	456,200
	28	254,300	272,000	352,700	375,800	457,300
	29	255,500	273,700	354,300	377,000	458,600
	30	256,900	276,000	355,600	378,300	459,400
	31	258,100	278,200	356,800	379,500	460,200
	32	259,300	280,400	358,000	380,600	461,100
	33	260,500	282,700	359,400	381,800	462,000
	34	261,700	285,000	360,800	383,000	462,500
	35	262,900	287,200	362,200	384,300	463,000
	36	264,200	289,400	363,600	385,400	463,500
	37	265,400	291,400	364,900	386,500	464,000
	38	266,600	293,400	366,400	387,800	464,500
	39	267,900	295,300	367,800	389,000	465,000
	40	269,100	297,200	369,200	390,100	465,500
	41	270,300	299,000	370,500	391,200	466,000
	42	271,400	301,000	371,900	392,500	466,500
	43	272,600	302,800	373,200	393,700	467,000

	44	273, 700	304, 500	374, 600	394, 800	467, 500
	45	274, 700	306, 300	375, 900	396, 000	468, 000
	46	275, 600	308, 100	377, 100	397, 200	468, 500
	47	276, 400	309, 900	378, 400	398, 400	469, 000
	48	277, 200	311, 500	379, 600	399, 700	469, 500
	49	277, 900	313, 200	380, 800	400, 900	470, 000
	50	278, 800	314, 900	382, 100	402, 200	
	51	279, 500	316, 800	383, 300	403, 400	
	52	280, 300	318, 500	384, 600	404, 700	
	53	281, 100	319, 900	385, 800	405, 900	
	54	281, 900	321, 800	387, 000	407, 200	
	55	282, 700	323, 700	388, 200	408, 200	
	56	283, 500	325, 400	389, 400	409, 300	
	57	284, 200	327, 200	390, 500	410, 500	
	58	285, 000	329, 100	391, 800	411, 700	
	59	285, 800	330, 900	393, 100	413, 000	
	60	286, 500	332, 600	394, 400	414, 200	
	61	287, 200	334, 400	395, 300	415, 400	
	62	287, 900	336, 300	396, 500	416, 400	
	63	288, 600	338, 100	397, 500	417, 700	
	64	289, 200	339, 900	398, 700	419, 000	
	65	290, 000	341, 500	399, 600	420, 200	
	66	290, 800	342, 800	400, 700	421, 300	
	67	291, 500	344, 200	401, 700	422, 400	
	68	292, 200	345, 500	402, 700	423, 600	
	69	293, 000	347, 000	403, 800	424, 600	
	70	293, 800	348, 600	404, 800	425, 800	
	71	294, 500	350, 100	405, 900	427, 000	
	72	295, 200	351, 700	407, 000	428, 200	
定年	73	295, 600	353, 100	408, 000	428, 900	
前再	74	296, 400	354, 700	409, 100	429, 700	
任用	75	297, 100	356, 200	410, 200	430, 400	
短時	76	297, 700	357, 700	411, 200	430, 900	
間勤	77	298, 300	359, 200	412, 100	431, 200	
務職	78	299, 100	360, 700	413, 100	431, 500	
員以	79	299, 700	362, 200	414, 100	431, 900	
外の	80	300, 300	363, 800	415, 100	432, 400	
職員	81	300, 900	365, 200	415, 900	432, 700	
	82	301, 600	366, 500	416, 700	433, 100	
	83	302, 200	367, 900	417, 500	433, 400	
	84	302, 800	369, 100	418, 300	433, 700	
	85	303, 300	370, 300	419, 000	434, 000	
	86	303, 900	371, 600	419, 600	434, 400	
	87	304, 400	372, 800	420, 300	434, 700	
	88	304, 900	374, 000	421, 000	435, 000	
	89	305, 300	375, 200	421, 600	435, 300	
	90	305, 900	376, 300	422, 300	435, 600	

91	306, 400	377, 400	422, 700	435, 900
92	306, 900	378, 500	423, 300	436, 100
93	307, 200	379, 600	423, 700	436, 300
94	307, 800	380, 800	424, 200	436, 600
95	308, 300	381, 900	424, 700	436, 900
96	308, 700	383, 100	425, 000	437, 100
97	309, 100	384, 100	425, 200	437, 300
98	309, 600	385, 100	425, 500	437, 600
99	310, 100	386, 000	425, 800	437, 900
100	310, 600	386, 900	426, 000	438, 100
101	311, 000	387, 900	426, 200	438, 300
102	311, 400	388, 900	426, 500	438, 600
103	311, 800	389, 800	426, 900	438, 900
104	312, 100	390, 700	427, 100	439, 100
105	312, 300	391, 500	427, 300	439, 300
106	312, 600	392, 400	427, 600	
107	312, 900	393, 300	427, 900	
108	313, 200	394, 200	428, 100	
109	313, 400	395, 100	428, 300	
110	313, 600	396, 100		
111	313, 900	397, 000		
112	314, 200	397, 900		
113	314, 400	398, 500		
114	314, 600	399, 400		
115	314, 800	400, 300		
116	315, 100	401, 200		
117	315, 400	402, 000		
118	315, 600	402, 800		
119	315, 900	403, 600		
120	316, 200	404, 400		
121	316, 400	404, 900		
122	316, 600	405, 600		
123	316, 800	406, 300		
124	317, 100	406, 900		
125	317, 400	407, 600		
126		408, 300		
127		408, 800		
128		409, 400		
129		410, 000		
130		410, 600		
131		411, 300		
132		411, 800		
133		412, 100		
134		412, 400		
135		412, 700		
136		413, 000		
137		413, 300		

	138		413, 600			
	139		413, 900			
	140		414, 200			
	141		414, 500			
	142		414, 800			
	143		415, 100			
	144		415, 400			
	145		415, 600			
	146		415, 900			
	147		416, 300			
	148		416, 500			
	149		416, 700			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 234, 100	円 281, 300	円 309, 200	円 336, 300	円 419, 800

備考 (一) この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職給料表 (四)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	233,600	267,200	322,300	381,300	494,200
	2	236,500	269,100	324,600	384,300	496,300
	3	239,600	270,900	326,900	387,100	498,300
	4	242,700	272,600	329,000	390,200	500,400
	5	245,900	274,300	331,200	393,100	502,300
	6	249,200	275,800	333,000	395,100	504,300
	7	252,300	277,400	334,900	397,300	506,300
	8	255,500	278,900	336,700	399,800	508,300
	9	258,600	280,400	338,600	400,800	510,200
	10	260,400	282,500	340,400	402,400	512,200
	11	262,200	284,500	342,300	403,800	514,100
	12	263,800	286,600	344,200	405,300	516,000
	13	265,500	288,600	346,200	406,800	517,700
	14	266,900	290,700	347,800	408,200	519,500
	15	268,400	292,700	349,500	409,600	521,300
	16	269,700	294,800	351,100	411,000	523,100
	17	271,000	296,800	352,100	412,300	524,900
	18	272,200	299,600	354,400	414,100	526,700
	19	273,200	302,200	356,600	415,800	528,400
	20	274,200	304,900	358,900	417,600	530,200
	21	275,700	307,500	360,800	419,300	531,900
	22	277,200	310,100	363,100	421,200	533,500
	23	278,700	312,500	365,600	423,000	535,200
	24	280,300	314,900	368,100	424,900	536,800
	25	281,800	317,000	370,400	426,800	538,300
	26	283,400	319,200	372,600	428,700	539,700
	27	285,000	321,300	374,700	430,700	541,100
	28	286,500	323,500	376,900	432,600	542,500
	29	288,000	325,500	378,900	434,500	543,600
	30	289,600	327,200	380,600	436,400	544,600
	31	291,100	328,700	382,200	438,400	545,600
	32	292,700	330,300	383,900	440,300	546,600
	33	294,100	331,800	385,600	441,900	547,300
	34	295,400	333,500	386,900	443,900	548,200
	35	296,800	335,000	388,200	445,900	549,100
	36	297,600	336,600	389,500	447,700	550,000
	37	298,400	338,000	390,800	449,400	550,800
	38	299,300	339,400	392,500	451,400	551,700
	39	300,100	340,800	394,100	453,400	552,400
	40	300,900	342,100	395,700	455,300	552,900
	41	301,800	343,400	397,200	457,100	553,600
	42	302,600	345,100	398,900	459,500	554,300
	43	303,300	346,800	400,400	461,800	555,000

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	44	303,900	348,700	401,900	464,100	555,500
	45	304,500	350,400	403,300	466,200	556,000
	46	305,000	352,200	404,700	468,200	556,700
	47	305,500	353,700	406,200	470,400	557,300
	48	306,000	355,200	407,500	472,500	557,900
	49	306,500	356,800	408,600	474,700	558,500
	50	306,900	358,400	409,800	476,900	
	51	307,400	359,900	411,000	479,000	
	52	307,800	361,500	412,100	481,200	
	53	308,200	362,900	413,100	483,100	
	54	308,600	363,900	414,300	484,800	
	55	309,000	364,900	415,600	486,500	
	56	309,500	366,000	416,700	488,100	
	57	310,000	367,100	417,900	489,600	
	58	310,400	368,500	419,100	490,700	
	59	310,800	369,800	420,300	491,800	
	60	311,200	371,100	421,500	492,900	
	61	311,600	372,400	422,600	493,900	
	62	312,000	373,800	424,100	495,000	
	63	312,500	375,100	425,700	496,100	
	64	312,900	376,500	427,200	497,100	
	65	313,400	377,600	428,600	498,100	
	66	313,800	378,900	429,600	499,200	
	67	314,200	380,300	430,500	500,100	
	68	314,600	381,500	431,400	501,200	
	69	315,000	382,700	432,300	502,100	
	70	315,400	384,100	433,300	503,200	
	71	315,900	385,400	434,300	504,200	
	72	316,300	386,700	435,200	505,200	
	73	316,700	387,900	435,900	506,200	
	74	317,300	389,200	436,700	507,300	
	75	317,800	390,700	437,500	508,300	
	76	318,300	392,000	438,400	509,200	
	77	318,600	393,100	439,400	510,100	
	78	319,100	394,300	440,400	511,000	
	79	319,600	395,400	441,300	511,900	
	80	320,100	396,600	442,300	512,800	
	81	320,500	398,000	443,000	513,600	
	82	321,000	399,500	443,900	514,400	
	83	321,500	401,000	444,800	515,200	
	84	321,900	402,400	445,600	516,000	
	85	322,400	403,500	446,500	516,400	
	86	322,900	404,800	447,300	517,100	
	87	323,500	406,100	448,100	517,900	
	88	324,000	407,400	449,000	518,700	
	89	324,400	408,700	449,600	519,400	
	90	324,900	409,800	450,000	520,200	

91	325, 300	410, 800	450, 400	520, 900
92	325, 800	411, 900	450, 800	521, 300
93	326, 400	412, 700	451, 200	521, 900
94	326, 900	413, 800	451, 700	522, 500
95	327, 500	414, 900	452, 200	523, 000
96	328, 100	415, 800	452, 700	523, 500
97	328, 500	416, 800	452, 900	523, 900
98	328, 900	417, 700	453, 400	
99	329, 200	418, 600	453, 700	
100	329, 500	419, 600	454, 000	
101	329, 900	420, 200	454, 300	
102	330, 200	421, 200	454, 600	
103	330, 500	422, 200	454, 900	
104	330, 800	423, 200	455, 200	
105	331, 300	423, 800	455, 400	
106	331, 700	424, 600	455, 700	
107	332, 200	425, 400	456, 000	
108	332, 600	426, 000	456, 200	
109	333, 000	426, 400	456, 400	
110	333, 500	426, 800	456, 700	
111	333, 900	427, 200	457, 000	
112	334, 400	427, 500	457, 200	
113	334, 700	427, 700	457, 400	
114	335, 200	428, 000		
115	335, 600	428, 300		
116	336, 000	428, 600		
117	336, 300	428, 800		
118	336, 700	429, 100		
119	337, 200	429, 400		
120	337, 700	429, 600		
121	337, 900	429, 800		
122	338, 300	430, 100		
123	338, 600	430, 400		
124	339, 000	430, 600		
125	339, 200	430, 800		
126	339, 500			
127	340, 000			
128	340, 400			
129	340, 600			
130	341, 000			
131	341, 500			
132	341, 900			
133	342, 100			
134	342, 500			
135	343, 000			
136	343, 300			
137	343, 600			

	138	344,000				
	139	344,400				
	140	344,800				
	141	345,300				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		257,200	304,100	322,000	388,900	485,400

備考 この表は、専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する校長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 (第四条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	186,500	237,500	317,100	361,900	407,500
	2	187,700	241,800	318,900	363,300	410,100
	3	188,900	244,600	320,900	364,700	412,800
	4	190,000	247,300	322,800	366,100	415,300
	5	191,100	250,000	324,700	367,300	417,400
	6	193,200	251,600	326,500	368,500	419,900
	7	195,400	253,200	328,400	369,700	422,400
	8	197,500	254,700	330,100	370,800	424,700
	9	199,600	256,300	331,900	372,000	427,000
	10	201,700	258,400	333,900	373,500	429,600
	11	203,700	260,600	336,000	374,800	432,100
	12	205,700	262,600	338,000	376,200	434,400
	13	207,700	264,600	340,000	377,500	436,700
	14	209,700	267,000	342,100	378,900	439,500
	15	211,600	269,300	344,000	380,300	442,200
	16	213,500	271,600	345,900	381,700	445,000
	17	215,200	273,800	347,700	383,000	447,500
	18	217,000	276,300	349,400	384,400	450,000
	19	218,900	278,700	351,000	385,900	452,600
	20	220,700	281,200	352,700	387,300	455,000
	21	222,600	283,500	354,300	388,800	457,500
	22	224,400	285,600	355,300	390,200	460,100
	23	226,200	287,900	356,300	391,700	462,700
	24	227,900	290,000	357,300	393,100	465,100
	25	229,600	292,000	358,500	394,500	467,400
	26	231,800	294,000	359,800	396,100	469,800
	27	233,700	295,900	361,100	397,500	472,400
	28	235,700	297,900	362,300	398,900	474,800
	29	237,600	299,800	363,500	400,300	477,200
	30	238,700	301,400	364,600	401,900	479,800
	31	239,900	302,900	365,800	403,500	482,400
	32	241,000	304,500	366,900	405,000	484,900
	33	242,400	306,000	368,000	406,600	487,200
	34	244,000	307,500	369,100	408,200	489,700
	35	245,500	309,100	370,100	409,800	492,200
	36	247,100	310,500	371,100	411,500	494,700
	37	248,600	311,900	372,100	412,800	497,100
	38	250,200	312,900	373,000	414,200	499,600
	39	251,900	313,800	373,800	415,600	502,000
	40	253,500	314,700	374,600	416,900	504,500
	41	255,100	315,600	375,300	418,200	506,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	42	256,700	316,100	376,200	419,600	509,100
	43	258,200	316,600	377,000	421,100	511,300
	44	259,700	317,200	377,900	422,600	513,600
	45	261,300	317,800	378,700	423,800	515,300
	46	262,700	318,300	379,500	425,200	516,900
	47	263,900	318,800	380,300	426,800	518,500
	48	265,200	319,400	381,200	428,300	520,000
	49	266,400	319,800	382,000	429,500	521,700
	50	267,500	320,300	383,300	431,000	523,200
	51	268,700	320,900	384,600	432,400	524,600
	52	269,800	321,400	385,800	433,900	526,100
	53	270,900	321,700	386,500	435,300	527,300
	54	272,100	322,200	387,500	436,700	528,500
	55	273,100	322,600	388,400	438,100	529,700
	56	274,100	323,100	389,100	439,500	530,900
	57	275,200	323,500	389,900	440,600	531,900
	58	275,900	323,900	390,600	441,900	532,900
	59	276,500	324,300	391,300	443,300	533,900
	60	277,100	324,700	392,000	444,600	534,900
	61	277,700	325,200	392,600	445,400	536,000
	62	278,400	325,800	393,300	446,200	536,900
	63	279,000	326,400	394,100	447,100	537,600
	64	279,600	327,000	394,900	448,000	538,300
	65	280,200	327,600	395,600	448,800	539,100
	66	280,900	328,200	396,400	449,700	539,900
	67	281,500	328,800	397,100	450,500	540,700
	68	282,100	329,400	397,800	451,300	541,500
	69	282,900	329,900	398,400	451,700	542,300
	70	283,600	330,600	399,100	452,300	543,100
	71	284,300	331,200	399,800	452,800	543,900
	72	285,100	331,800	400,500	453,300	544,700
	73	285,700	332,300	401,200	453,800	545,500
	74	286,400	333,100	401,800	454,400	
	75	287,100	333,800	402,500	454,900	
	76	287,900	334,500	403,200	455,400	
	77	288,400	335,200	403,900	455,900	
	78	289,100	335,900	404,400	456,500	
	79	289,800	336,600	405,000	457,000	
	80	290,500	337,400	405,600	457,500	
	81	291,100	338,100	406,100	458,000	
	82	291,800	338,900	406,800	458,600	
	83	292,500	339,600	407,400	459,100	
	84	293,200	340,200	407,800	459,600	
	85	293,800	340,800	408,300	460,100	
	86	294,500	341,300	408,800		
	87	295,200	341,700	409,300		
	88	295,900	342,100	410,000		

	89	296,500	342,400	410,400		
	90	297,200	342,900	410,900		
	91	297,900	343,300	411,400		
	92	298,500	343,700	412,100		
	93	299,200	344,000	412,500		
	94	299,900	344,400	413,000		
	95	300,500	344,800	413,500		
	96	301,100	345,200	414,200		
	97	301,400	345,800	414,600		
	98	302,000	346,300	415,100		
	99	302,700	346,800	415,600		
	100	303,200	347,300	416,300		
	101	303,700	347,800	416,700		
	102	304,100	348,300			
	103	304,500	348,800			
	104	304,900	349,300			
	105	305,400	349,700			
	106	305,900	350,100			
	107	306,400	350,600			
	108	306,700	351,100			
	109	306,900	351,600			
	110	307,300	352,000			
	111	307,600	352,400			
	112	307,800	352,800			
	113	308,100	353,300			
	114	308,400	353,700			
	115	308,700	354,100			
	116	309,000	354,500			
	117	309,300	355,000			
	118	309,600	355,400			
	119	309,900	355,900			
	120	310,200	356,300			
	121	310,500	356,700			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		226,000	268,600	294,100	337,700	398,100

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五（第四条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	394, 100	447, 900	498, 400	555, 900
	42	394, 800	449, 300	500, 200	557, 300
	43	395, 400	450, 700	502, 000	558, 700
	44	396, 100	452, 100	503, 600	560, 000
	45	397, 000	453, 500	505, 000	561, 200
	46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200
	47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200
	48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200
	49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200
	50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100
	51	400, 400	462, 400	514, 300	567, 000
	52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900
	53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700
	54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600
	55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500
	56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400
	57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300
	58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200
	59	403, 800	472, 000	523, 100	574, 100
	60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800
	61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700
	62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600
	63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500
	64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400
	65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300
	66		476, 900	528, 700	
	67		477, 500	529, 400	
	68		478, 100	530, 300	
	69		478, 400	531, 200	
	70		479, 000	532, 000	
	71		479, 700	532, 900	
	72		480, 400	533, 800	
	73		480, 800	534, 600	
	74		481, 400	535, 500	
	75		482, 100	536, 400	
	76		482, 800	537, 100	
	77		483, 200	537, 900	
	78		483, 800	538, 800	
	79		484, 400	539, 700	
	80		484, 900	540, 600	
	81		485, 400	541, 400	
	82		485, 900	542, 300	
	83		486, 400	543, 200	
	84		486, 900	544, 100	
	85		487, 300	544, 900	
	86		487, 800	545, 800	
	87		488, 200	546, 700	
	88		488, 700	547, 600	

	89		489, 200	548, 400	
	90		489, 800		
	91		490, 400		
	92		490, 800		
	93		491, 300		
	94		491, 900		
	95		492, 500		
	96		493, 000		
	97		493, 500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 301, 700	円 344, 400	円 399, 500	円 473, 300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	191,400	231,000	262,800	283,300	309,000	347,400	386,800
	2	193,600	232,300	264,000	284,200	310,600	349,200	389,100
	3	195,700	233,600	265,100	285,000	312,100	350,900	391,500
	4	197,800	235,000	266,200	285,800	313,600	352,500	393,800
	5	199,800	236,200	267,300	286,600	315,100	354,200	396,200
	6	201,900	237,300	268,200	287,500	316,600	355,900	398,800
	7	203,900	238,400	269,000	288,300	318,000	357,600	401,500
	8	205,700	239,400	269,800	289,000	319,400	359,200	404,100
	9	207,600	240,500	270,700	289,700	320,700	360,800	406,300
	10	209,500	241,700	271,500	290,500	322,100	362,600	408,500
	11	211,400	243,100	272,300	291,200	323,600	364,300	410,700
	12	213,600	244,400	273,200	292,000	325,000	366,000	413,000
	13	215,300	245,700	274,000	292,800	326,400	367,500	415,000
	14	217,300	247,100	274,800	293,700	328,100	369,200	417,000
	15	219,600	248,400	275,600	294,500	329,600	370,900	419,100
	16	221,700	249,600	276,500	295,200	331,200	372,500	421,200
	17	223,800	250,900	277,300	296,000	332,700	374,100	423,000
	18	225,000	252,100	278,100	297,100	334,400	375,800	424,900
	19	226,100	253,300	278,900	298,300	335,900	377,400	426,900
	20	227,300	254,500	279,800	299,500	337,400	379,100	428,800
	21	228,400	255,700	280,600	300,700	339,000	380,700	430,600
	22	229,300	256,600	281,400	302,000	340,600	382,800	432,200
	23	230,300	257,400	282,200	303,200	342,200	384,800	433,800
	24	231,200	258,200	283,100	304,500	343,700	386,800	435,400
	25	232,100	259,100	283,900	305,700	345,200	388,300	436,900
	26	233,000	259,900	284,800	306,900	346,900	390,000	438,200
	27	234,000	260,700	285,700	308,100	348,500	391,700	439,500
	28	234,900	261,600	286,600	309,400	350,000	393,500	440,800
	29	235,800	262,400	287,500	310,600	351,400	395,200	442,100
	30	236,800	263,200	288,400	311,800	352,900	396,700	443,300
	31	237,700	264,000	289,300	313,000	354,500	398,300	444,500
	32	238,600	264,900	290,200	314,200	356,000	399,800	445,600
	33	239,400	265,700	291,000	315,500	357,500	401,100	446,800
	34	240,300	266,500	292,100	316,800	359,100	402,400	447,900
	35	241,100	267,200	293,200	318,000	360,600	403,700	449,200
	36	241,900	268,100	294,200	319,200	362,100	404,900	450,400
	37	242,700	269,000	295,200	320,500	363,500	406,000	451,400
	38	243,600	269,800	296,300	321,600	365,100	407,100	452,200
	39	244,400	270,700	297,300	322,800	366,700	408,200	452,800
	40	245,200	271,500	298,300	324,100	368,200	409,400	453,600
	41	245,800	272,300	299,300	325,300	369,400	410,200	454,100
	42	246,500	273,100	300,400	326,600	370,600	411,000	454,500

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	43	247, 100	274, 000	301, 400	328, 000	371, 800	411, 800	454, 900
	44	247, 600	274, 800	302, 400	329, 200	372, 900	412, 600	455, 300
	45	248, 100	275, 500	303, 500	330, 100	373, 900	413, 000	455, 700
	46	248, 800	276, 400	304, 700	331, 400	374, 700	413, 700	456, 100
	47	249, 300	277, 200	305, 800	332, 600	375, 700	414, 200	456, 500
	48	249, 700	278, 100	307, 000	333, 800	376, 800	414, 600	456, 800
	49	250, 100	278, 800	308, 100	334, 900	377, 900	415, 000	457, 100
	50	250, 600	279, 600	309, 200	335, 900	378, 900	415, 200	457, 500
	51	251, 200	280, 300	310, 400	337, 000	379, 900	415, 500	457, 800
	52	251, 700	281, 000	311, 500	337, 900	380, 800	415, 800	458, 100
	53	252, 000	281, 700	312, 600	338, 800	381, 600	416, 100	458, 500
	54	252, 300	282, 400	313, 700	339, 800	382, 500	416, 400	
	55	252, 600	283, 100	314, 900	340, 800	383, 400	416, 800	
	56	252, 900	283, 800	316, 000	341, 800	384, 200	417, 100	
	57	253, 300	284, 600	317, 000	342, 300	384, 800	417, 300	
	58	253, 600	285, 300	318, 100	343, 200	385, 600	417, 600	
	59	253, 900	286, 000	319, 100	343, 900	386, 400	417, 900	
	60	254, 200	286, 600	320, 100	344, 800	387, 200	418, 200	
	61	254, 500	287, 300	321, 100	345, 500	387, 600	418, 400	
	62	254, 900	288, 000	322, 200	345, 800	388, 300	418, 700	
	63	255, 200	288, 700	323, 200	346, 400	389, 000	419, 000	
	64	255, 500	289, 300	324, 200	347, 000	389, 600	419, 300	
	65	255, 800	290, 000	325, 100	347, 600	390, 100	419, 500	
	66	256, 100	290, 700	325, 900	348, 300	390, 600	419, 800	
	67	256, 400	291, 400	326, 600	349, 000	391, 200	420, 100	
	68	256, 800	292, 000	327, 300	349, 600	391, 800	420, 400	
	69	257, 100	292, 600	327, 900	350, 300	392, 200	420, 600	
	70	257, 400	293, 400	328, 600	350, 900	392, 700	420, 900	
	71	257, 700	294, 100	329, 200	351, 500	393, 200	421, 200	
	72	257, 900	294, 700	329, 800	352, 100	393, 700	421, 500	
	73	258, 100	295, 300	330, 500	352, 400	394, 300	421, 700	
	74	258, 400	295, 800	330, 700	353, 000	394, 800		
	75	258, 800	296, 300	331, 200	353, 500	395, 400		
	76	259, 000	296, 700	331, 700	354, 000	396, 000		
	77	259, 200	297, 100	332, 300	354, 500	396, 500		
	78	259, 500	297, 400	332, 800	355, 000	397, 000		
	79	259, 800	297, 700	333, 300	355, 500	397, 600		
	80	260, 000	298, 000	333, 700	356, 000	398, 100		
	81	260, 200	298, 300	334, 300	356, 300	398, 400		
	82	260, 500	298, 600	334, 800	356, 600	398, 900		
	83	260, 800	299, 000	335, 300	356, 800	399, 300		
	84	261, 100	299, 300	335, 800	357, 100	399, 700		
	85	261, 300	299, 500	336, 300	357, 600	400, 100		
	86		299, 700	336, 700	357, 900	400, 600		
	87		299, 900	336, 900	358, 200	401, 000		
	88		300, 100	337, 200	358, 500	401, 400		
	89		300, 500	337, 600	358, 900	401, 800		

	90		300,700	338,000	359,200			
	91		300,900	338,300	359,500			
	92		301,100	338,600	359,800			
	93		301,500	339,000	360,200			
	94		301,700	339,200	360,500			
	95		301,900	339,600	360,900			
	96		302,200	339,900	361,200			
	97		302,500	340,100	361,500			
	98		302,700	340,400	361,900			
	99		303,000	340,700	362,300			
	100		303,300	341,000	362,700			
	101		303,600	341,200	363,200			
	102		303,800	341,500	363,600			
	103		304,000	341,800	364,000			
	104		304,300	342,000	364,400			
	105		304,600	342,200	364,900			
	106			342,400				
	107			342,800				
	108			343,000				
	109			343,200				
	110			343,600				
	111			344,000				
	112			344,400				
	113			344,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		196,700	223,800	252,800	266,700	292,800	334,700	378,100

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,800	244,200	282,300	298,000	315,900	348,600	388,300
	2	212,700	246,500	283,400	298,600	317,200	350,300	391,000
	3	214,500	248,700	284,500	299,200	318,400	352,100	393,700
	4	216,300	250,900	285,500	299,800	319,500	353,800	396,400
	5	218,000	253,200	286,500	300,300	320,600	355,500	398,600
	6	219,900	254,200	287,000	300,900	321,800	357,300	400,800
	7	221,800	255,200	287,500	301,500	322,900	359,000	403,200
	8	223,500	256,100	288,000	302,000	324,000	360,700	405,500
	9	225,200	257,100	288,600	302,600	325,100	362,200	407,500
	10	227,200	258,300	289,100	303,200	326,100	363,900	409,600
	11	229,200	259,400	289,600	303,800	327,200	365,700	411,800
	12	231,100	260,300	290,100	304,300	328,200	367,400	414,100
	13	233,000	261,200	290,600	304,900	329,200	368,900	416,000
	14	235,100	261,900	291,200	305,500	330,500	370,600	418,100
	15	237,100	262,600	291,700	306,100	331,700	372,300	420,200
	16	239,200	263,600	292,200	306,600	332,900	374,100	422,200
	17	241,200	264,700	292,700	307,200	334,000	375,900	424,300
	18	243,200	265,800	293,300	307,900	335,300	378,000	426,500
	19	245,400	266,900	293,800	308,700	336,400	380,000	428,700
	20	247,400	268,100	294,300	309,400	337,500	382,000	430,900
	21	249,400	269,200	294,800	310,100	338,700	383,800	432,800
	22	250,600	270,300	295,300	311,000	339,900	385,900	434,700
	23	251,800	271,500	295,900	312,000	341,000	388,000	436,600
	24	253,000	272,600	296,400	312,900	342,200	390,100	438,500
	25	254,100	273,600	296,900	313,700	343,300	392,000	440,200
	26	255,100	274,800	297,400	314,600	344,600	393,700	441,800
	27	256,000	275,900	298,000	315,500	345,700	395,500	443,500
	28	256,900	276,900	298,500	316,500	346,800	397,300	445,100
	29	257,700	277,900	299,100	317,300	347,900	399,100	446,400
	30	258,500	278,700	299,700	318,200	349,100	400,900	447,800
	31	259,300	279,400	300,500	319,200	350,300	402,800	449,400
	32	260,000	280,100	301,400	320,100	351,400	404,600	450,900
	33	260,800	280,800	302,100	320,900	352,500	406,300	452,500
	34	261,600	281,500	302,900	322,100	353,900	408,000	454,100
	35	262,500	282,000	303,800	323,200	355,200	409,800	455,500
	36	263,200	282,500	304,600	324,300	356,600	411,600	457,100
	37	263,900	283,000	305,200	325,400	357,800	413,200	458,400
	38	264,900	283,600	306,000	326,600	359,300	415,000	459,800
	39	265,800	284,200	306,800	327,700	360,900	416,800	461,100
	40	266,600	284,700	307,600	328,800	362,400	418,600	462,500
	41	267,400	285,100	308,400	329,900	363,600	420,100	463,500
	42	268,400	285,600	309,200	331,200	365,100	421,700	464,300

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	43	269,200	286,100	310,100	332,300	366,500	423,200	465,100
	44	270,000	286,700	310,900	333,400	368,000	424,500	465,700
	45	270,800	287,200	311,600	334,300	369,400	425,600	466,600
	46	271,500	287,700	312,700	335,400	370,500	426,700	467,300
	47	272,300	288,200	313,700	336,500	371,900	427,900	468,100
	48	272,900	288,700	314,600	337,500	373,200	429,100	469,000
	49	273,500	289,300	315,500	338,600	374,500	430,400	469,700
	50	274,000	289,800	316,600	339,600	375,900	431,500	470,400
	51	274,600	290,300	317,600	340,600	377,300	432,800	471,100
	52	275,000	290,800	318,500	341,700	378,600	433,900	471,900
	53	275,400	291,400	319,400	342,900	380,100	435,100	472,700
	54	275,900	291,900	320,500	344,200	381,300	436,100	473,500
	55	276,400	292,500	321,500	345,400	382,500	437,200	474,300
	56	276,900	293,000	322,500	346,700	383,700	438,400	475,000
	57	277,300	293,500	323,300	347,600	384,800	439,400	475,800
	58	277,700	294,300	324,400	348,800	385,800	439,900	
	59	278,100	295,200	325,400	349,900	386,800	440,500	
	60	278,500	295,900	326,300	351,200	387,700	440,900	
	61	278,900	296,600	327,300	352,300	388,300	441,500	
	62	279,400	297,500	328,300	353,200	389,100	442,000	
	63	279,800	298,400	329,300	354,400	389,900	442,400	
	64	280,200	299,300	330,300	355,600	390,700	443,000	
	65	280,600	300,100	331,200	356,700	391,500	443,500	
	66	281,100	301,000	332,400	357,900	392,200	443,900	
	67	281,500	301,800	333,600	359,100	392,900	444,200	
	68	281,900	302,600	334,800	360,100	393,500	444,500	
	69	282,300	303,500	335,600	361,100	394,200	444,900	
	70	282,900	304,400	336,700	362,200	394,800	445,300	
	71	283,400	305,300	337,800	363,300	395,500	445,600	
	72	283,900	306,300	338,700	364,400	396,100	445,900	
	73	284,300	307,200	339,800	365,300	396,800	446,300	
	74	284,900	308,100	340,500	366,400	397,300	446,700	
	75	285,500	309,000	341,700	367,500	397,900	447,000	
	76	286,000	310,000	342,800	368,500	398,400	447,300	
	77	286,400	310,800	343,900	369,200	398,800	447,700	
	78	287,100	311,800	345,100	370,000	399,400	448,100	
	79	287,700	312,900	346,300	370,800	399,900	448,400	
	80	288,200	313,800	347,400	371,600	400,200	448,700	
	81	288,700	314,300	348,500	372,200	400,600	449,100	
	82	289,300	315,200	349,600	372,700	401,100		
	83	289,800	316,100	350,700	373,200	401,500		
	84	290,300	317,000	351,800	373,700	401,800		
	85	290,800	317,800	352,700	374,300	402,100		
	86	291,400	318,800	353,700	374,800	402,600		
	87	291,900	319,800	354,600	375,300	403,100		
	88	292,400	320,900	355,600	375,800	403,500		
	89	292,900	321,800	356,600	376,200	403,800		

90	293, 500	322, 900	357, 400	376, 700	404, 200
91	294, 000	323, 900	358, 200	377, 300	404, 700
92	294, 500	324, 900	359, 000	377, 800	405, 100
93	295, 000	325, 800	359, 700	378, 100	405, 500
94	295, 600	326, 500	360, 300	378, 600	405, 900
95	296, 300	327, 200	360, 900	379, 100	406, 400
96	296, 900	327, 800	361, 500	379, 400	406, 800
97	297, 500	328, 300	361, 900	380, 000	407, 200
98	298, 000	328, 600	362, 300	380, 500	
99	298, 600	329, 300	362, 800	381, 000	
100	299, 100	329, 900	363, 200	381, 500	
101	299, 600	330, 300	363, 700	382, 100	
102	300, 100	330, 900	364, 100	382, 600	
103	300, 600	331, 500	364, 600	383, 100	
104	301, 000	332, 000	365, 000	383, 500	
105	301, 400	332, 400	365, 300	384, 100	
106	301, 900	332, 900	365, 800	384, 600	
107	302, 400	333, 400	366, 300	385, 100	
108	302, 700	333, 900	366, 600	385, 600	
109	302, 900	334, 300	367, 000	386, 200	
110	303, 300	334, 700	367, 500	386, 700	
111	303, 500	335, 000	368, 000	387, 200	
112	303, 800	335, 400	368, 500	387, 700	
113	304, 100	335, 700	369, 000	388, 300	
114	304, 300	336, 100	369, 500		
115	304, 600	336, 400	370, 000		
116	304, 800	336, 700	370, 400		
117	305, 100	336, 900	370, 800		
118	305, 400	337, 200	371, 300		
119	305, 700	337, 500	371, 800		
120	306, 000	337, 700	372, 300		
121	306, 300	337, 900	372, 700		
122	306, 700	338, 200	373, 200		
123	307, 100	338, 500	373, 700		
124	307, 400	338, 800	374, 200		
125	307, 600	339, 000	374, 600		
126	307, 800	339, 300			
127	308, 200	339, 700			
128	308, 600	339, 900			
129	308, 800	340, 100			
130	309, 100	340, 400			
131	309, 500	340, 800			
132	309, 900	341, 000			
133	310, 100	341, 300			
134	310, 400	341, 700			
135	310, 700	342, 100			
136	311, 000	342, 500			

	137	311,300	342,800					
	138	311,500	343,200					
	139	311,800	343,600					
	140	312,100	344,000					
	141	312,300	344,300					
	142	312,700	344,700					
	143	313,100	345,100					
	144	313,400	345,500					
	145	313,600	345,800					
	146	313,800	346,200					
	147	314,100	346,600					
	148	314,500	347,000					
	149	314,700	347,300					
	150	314,900	347,700					
	151	315,200	348,100					
	152	315,500	348,500					
	153	315,900	348,800					
	154	316,100						
	155	316,300						
	156	316,600						
	157	317,000						
	158	317,300						
	159	317,600						
	160	317,900						
	161	318,300						
	162	318,600						
	163	318,900						
	164	319,200						
	165	319,600						
	166	319,900						
	167	320,200						
	168	320,500						
	169	320,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		244,300	265,200	272,600	283,200	299,900	338,200	383,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第二十五条第二項第一号イ中「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同号ロ中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

別表第一中「410,000」を「422,000」に、「470,000」を「484,000」に、「532,000」を「548,000」に、「615,000」を「633,000」に、「715,000」を「736,000」に、「816,000」を「840,000」に改める。

別表第二中「342,000」を「352,000」に、「378,000」を「389,000」に、「406,000」を「418,000」に改める。

第四条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

別表中「387,000」を「399,000」に、「435,000」を「448,000」に、「486,000」を「5

01,000」に、「550,000」を「566,000」に、「627,000」を「646,000」に、「732,000」を「754,000」に、「856,000」を「881,000」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「勤務条件条例」という。)第二十条第一項第二十五号の改正規定(以下「勤務条件条例」という。)第二十条第一項第二十五号の改正規定 公布の日

二 第二条及び第四条の規定 令和七年四月一日

2 第一条の規定(勤務条件条例第二十条第一項第二十五号、第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条第二項の改正規定を除く。)による改正後の勤務条件条例の規定、第三条の規定(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第七条第三項の改正規定を除く。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定(岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第五条第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は令和六年四月一日から適用し、第一条の規定(勤務条件条例第二十条第一項第二十五号の改正規定に限る。)による改正後の同項(第二十五号に係る部分に限る。)の規定は令和六年五月十六日から適用し、第一条の規定(勤務条件条例第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条第二項の改正規定に限る。)による改正後のこれらの規定、第三条の規定(任期付研究員条例第七条第三項の改正規定に限る。)による改正後の同項の規定及び第五条の規定(任期付職員条例第五条第二項の改正規定に限る。)による改正後の同項の規定は令和六年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条の規定による改正後の勤務条件条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の勤務条件条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の勤務条件条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)
4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十九号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一六の表一の項中「六、七〇〇」を「二、〇〇〇」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年三月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）附則第七条の規定により同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても同法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の規定の例によりすることができることとされる免許の申請に対する審査については、この条例の施行の日前においても、改正後の別表第一六の表一の項の規定の例による第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料を徴収することができる。

岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十号

岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
例

岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十四条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十五条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十一号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一四の表一の項中「二、〇〇〇円。ただし、」を「二、三〇〇円（）」に、「四、〇〇〇円」を「四、三〇〇円」。ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この表において同じ。）を使用する方法により発給の申請をする場合にあっては、一、九〇〇円（法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあっては、三、九〇〇円）」に改め、同表二の項及び三の項中「二、〇〇〇円。ただし、」を「二、三〇〇円（）」に、「四、〇〇〇円」を「四、三〇〇円」。ただし、電子情報処理

組織を使用する方法により発給の申請をする場合にあっては、一、九〇〇円（同項の規定の適用を受ける場合にあっては、三、九〇〇円）に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。
- 2 改正後の別表第一四の表の規定は、この条例の施行の日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十二号

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「物件」の下に「（以下「掲出物件」という。）」を加える。

第二条の見出し中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第一項中「広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）」を「掲出物件」に、「景観又は」を「景観若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同条第二項を削る。

第三条中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第四条の見出しを「（禁止広告物等）」に改め、同条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第一号中「変色し」を「たい色し」に改める。

第五条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第六条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第五号中「街燈柱」を「街灯柱」に改め、同項第六号中「消火せん」を「消火栓」に改め、同

条第二項中「街燈柱」を「街灯柱」に改める。

第七条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第八条第一項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第二項中「広告物等に」を「広告物又は掲出物件」に改め、同項第三号中「広告物等」を「ため

表示し、又は設置するもの」に改め、同条第三項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第四項中「広告物等に」を「広告物又は掲出物件」に改め、同項第一号中「広告物等」を「ため表示し、若しくは設置するもの」に改め、同条第六項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「当該物件」を「当該掲出物件」に改め、同条第七項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第八項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項ただし書中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第九項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第九条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十二条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条第一項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件を変更し、若しくは」に改める。

第十三条中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第十四条第二号中「詐偽」を「虚偽の申請」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（管理義務）

第十四条の二 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該広告物又は掲出物件に関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

第十五条の見出しを「（除却義務）」に改め、同条第一項中「第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定による許可を受けた」を「広告物を表示し、又は掲出物件を設置する」に、「許可期間が満了し、又は許可を」を「この条例の規定による許可の期間が満了したとき、若しくは第十四条の規定により許可が」に、「は、七日以内に広告物等」を「、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件」に改め、同条第二項を削る。

第十六条第一項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「又は公衆」を「若しくは公衆」に改め、同条第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十七条及び第十八条（見出しを含む。）中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第十九条の見出し中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第二号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に、「県公報又は新聞紙」を「県が開設する

インターネットのホームページ」に改める。

第二十條（見出しを含む。）及び第二十一條（見出しを含む。）中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第二十二條第一号中「広告物等」を「広告物」に改め、同条第二号及び第三号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第二十三條第一項第三号及び第四号中「広告物等」を「当該許可に係る広告物又は掲出物件」に改め、同条第二項中「広告物等」を「掲出物件」に改める。

第二十四條中「広告物等」を「掲出物件」に改める。

第二十五條第一項及び第二項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第五項中「広告物等」を「掲出物件」に、「広告物等」を「これら」に改める。

第二十六條第一号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第二号中「広告物等」を「掲出物件」に改め、同条第三号中「広告物等」を「掲出物件」に改め、同条第五項中「広告物等」を「掲出物件」に、「広告物等」を「これら」に改める。

第二十七條第一項及び第二項中「広告物等の表示又は」を「広告物の表示又は掲出物件の」に改め、同条第四項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第五項中「広告物等」を「掲出物件」に、「広告物等」を「これら」に改める。

第二十八條中「広告物等」を「掲出物件」に、「広告物等」を「これら」に改める。

第三十七條第一項中「広告物等」を「掲出物件」に改める。

第三十八條第二項第一号中「広告物等」を「掲出物件」に改め、同項第二号中「広告物等の表示又は」を「広告物の表示又は掲出物件の」に改める。

第四十四條第一項中「広告物等」を「掲出物件」に、「広告物等」を「広告物若しくは掲出物件」に改める。

第五十二條第二号中「第十五條第一項」を「第十五條」に、「よる除却をしない」を「違反して除却をしなかつた」に改める。

第二條 岐阜県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第十四條の二中「占有者」の下に「（次条第一項において「広告物の所有者等」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（点検義務）

第十四條の三 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 第七條若しくは第八条第四項の規定による許可又は第十一条第二項の規定による当該許可の更新を受けようとする者は、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。

第三十八條第一項第一号中「法第十条第二項第三号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人」を「登録試験機関」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、令和九年四月一日から施行する。

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一十三の項第七号から第九号までの規定中「広告物等」を「掲出物件」に改め、同項第十二号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件の変更若しくは」に改め、同項第十四号中「違反広告物」を「広告物又は掲出物件」に改め、同項第十六号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

3 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一十三の項中第十八号を第十九号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

14 条例第十四條の三第二項の規定により点検の結果の提出を受けること。
別表第一十三の項中「第十八号」を「第十九号」に改める。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を

ここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十三号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一三十の項を次のように改める。

三十 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）以下この項において「法」という。）に基づく事務（法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたもの）とみなされた工事又は法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた工事に係る	1 法第十八条第一項の検査をすること。 2 法第十八条第二項の規定により中間検査合格証を交付すること。 3 法第十九条第一項の規定により報告を受けること。 4 法第二十条第二項の規定により工事の施行の停止又は災害防止措置をとることを命ずること。 5 法第二十条第三項の規定により土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は災害防止措置をとることを命ずること。 6 法第二十条第四項の規定により作業の停止を命ずること。 7 法第二十条第五項の規定により自ら災害防止措置の全部又は一部を講じ、及び公告をすること。 8 法第二十条第六項の規定により前号の災害防止措置に要した費用を負担させること。 9 法第二十四条第一項の規定により立入検査をすること。 10 法第二十五条の規定により報告の徴取（前各号に掲げる事務に係るものに限る。）をすること。	大垣市、高山市、多治見市、各務原市及び可児市
---	---	------------------------

るものに限る。）

- 11 法第三十七条第一項の検査をすること。
- 12 法第三十七条第二項の規定により中間検査合格証を交付すること。
- 13 法第三十八条第一項の規定により報告を受けること。
- 14 法第三十九条第二項の規定により工事の施行の停止又は災害防止措置をとることを命ずること。
- 15 法第三十九条第三項の規定により土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は災害防止措置をとることを命ずること。
- 16 法第三十九条第四項の規定により作業の停止を命ずること。
- 17 法第三十九条第五項の規定により自ら災害防止措置の全部又は一部を講じ、及び公告をすること。
- 18 法第三十九条第六項の規定により前号の災害防止措置に要した費用を負担させること。
- 19 法第四十三条第一項の規定により立入検査をすること。
- 20 法第四十四条の規定により報告の徴取（第十一号から前号までに掲げる事務に係るものに限る。）をすること。

（岐阜県埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県埋立て等の規制に関する条例（平成十八年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附

則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第九条第一項」を「第

十三条第一項及び第三十一条第一項」に改める。

（岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正）

第三条 岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一九の表中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規

定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同表一の項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項に規定する宅地造成」を「第十二条第一項に規定する宅地造成等（土石の堆積（法第二条第四号に規定する土石の堆積をいう。以下この表において同じ。）を除く。）に関する工事の許可又は法第三十条第一項に規定する特定盛土等」に、「宅地造成許可申請手数料」を「宅地造成等許可申請手数料」に改め、同項第一号中「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に、「表」を「項」に、「二、〇〇〇」を「一六、〇〇〇」に改め、同項第二号中「二、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同項第三号中「三一、〇〇〇」を「三九、〇〇〇」に改め、同項第四号中「五千平方メートル」を「三千平方メートル」に、「四七、〇〇〇」を「五七、〇〇〇」に改め、同項第十号中「四二〇、〇〇〇」を「六三〇、〇〇〇」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「三四〇、〇〇〇」を「四九〇、〇〇〇」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「二五〇、〇〇〇」を「三五〇、〇〇〇」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「一七〇、〇〇〇」を「二二〇、〇〇〇」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「一一〇、〇〇〇」を「一四〇、〇〇〇」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「六七、〇〇〇」を「九〇、〇〇〇」に改め、同号を同項第六号とし、同号の前に次のように加える。	
5 面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	一件につき 六六、〇〇〇
別表第一九の表二の項を次のように改める。	
二 法第十二条第一項に規定する宅地造成等（土石の堆積に限る。）に関する工事の許可又は法第三十条第一項に規定する土石の堆積に関する工事の許可の申請に	土石堆積許可申請手数料
1 土石の堆積を行ふ土地の面積（以下この項において単に「面積」という。）が五百平方メートル以下のもの	一件につき 一一、〇〇〇
2 面積が五百平方メートルを超え一千平方メートル	一件につき 一四、〇〇〇

別表第一九の表三の項中「法第八条第一項又は第十二条第一項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第3号）第八十八条に規定する法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項」に、「宅地造成適合証明書交付手数料」を「宅地造成等適合証明書交付手数料」に改め、同項を同表六の項とし、同項の前に次のように加える。			
三 法第十六条第一項に規定する宅地造成等（土石の堆積を除く）に関する工事の計画の変更の許可又は法第三十五条第一項に規定する特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成等変更許可申請手数料	えるもの	
	一件につき		
次に掲げる額を合計した額。ただし、当該額が六三〇、〇〇〇円を超えるときは、六三〇、〇〇〇円 (一) 盛土又は切土に関する計画の変更(二)のみに該当する場合を除く。 盛土又は切土をする土地の面積(以下この項において単に「面積」という。)(二)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の面積とし、面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の面積とする。)に従い、一の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の			
四 法第十六条第一項に規定する宅地造成等（土石の堆積に限る）に関する工事の計画の変更の許可又は法第三十五条第一項に規定する土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	土石堆積変更許可申請手数料		
	一件につき		
次に掲げる額を合計した額。ただし、当該額が一三〇、〇〇〇円を超えるときは、一三〇、〇〇〇円 (一) 土石の堆積に関する計画の変更(二)のみに該当する場合を除く。 土石の堆積を行う土地の面積(以下この項において単に「面積」という。)(二)に規定する変			
欄に掲げる額に十分の一を乗じて得た額 (二) 新たな土地の盛土又は切土をする土地への追加に係る計画の変更 新たに追加される面積に従い、一の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額 (三) (一)又は(二)に掲げる変更以外の変更 一〇、〇〇〇円			

五 法第十八条第一項に規定する宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事（法第十五条第一項の規定により法第十二条第一項		宅地造成等 中間検査申請手数料	1 盛土又は切土をする土地の面積（以下この項において単に「面積」という。）が五百平方メートル以下のもの	一件につき	(一) 又は (二) に掲げる変更以外の変更 一〇、〇〇〇円	(二) 新たな土地の土石の堆積を行う土地への追加に係る計画の変更 新たに追加される面積に從い、二の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額	更を伴う場合にあつては変更前の面積とし、面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の面積とする。）に從い、二の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額に十分の一を乗じて得た額の土石の堆積を行う土地への追加に係る計画の変更 新たに追加される面積に從い、二の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額	の許可があつたものとみなされたものを除く。）の検査又は法第三十七条第一項に規定する特定盛土等に関する工事（法第三十条第一項の規定により法第三十条第一項の許可があつたものとみなされたものを除く。）の検査の申請に対する審査	2 面積が五百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの 一件につき 二、九〇〇	3 面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの 一件につき 三、四〇〇	4 面積が二千平方メートルを超える三千平方メートル以下のもの 一件につき 四、〇〇〇	5 面積が三千平方メートルを超える五千平方メートル以下のもの 一件につき 五、七〇〇	6 面積が五千平方メートルを超える一万平方メートル以下のもの 一件につき 五、七〇〇	7 面積が一万平方メートルを超える二万平方メートル以下のもの 一件につき 五、七〇〇	8 面積が二万平方メートルを超える四万平方メートル以下のもの 一件につき 一一、〇〇〇	9 面積が四万平方メートルを超える七万平方メートル以下のもの 一件につき 二三、〇〇〇	10 面積が七万平方メートルを超える十平方平方メートル以下のもの 一件につき 四〇、〇〇〇	
--	--	----------------------------	--	--------------	---------------------------------------	--	---	--	--	---	---	---	---	---	--	--	--	--

トル以下のもの		11 面積が十平方メートルを超えるもの	一件につき	五七、〇〇〇

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制に係る工事に係る第一条の規定による改正前の岐阜県事務処理の特例に関する条例別表第一三十の項第四号から第十一号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる事務の処理については、同条の規定による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例別表第一三十の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項に規定する宅地造成に関する工事の変更の許可の申請に対する審査及び同法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合している旨の証明書の交付に係る手数料については、第三条の規定による改正後の岐阜県土木関係手数料徴収条例別表一九の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十四号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一五の表一の項中

三三、〇〇〇

を

三三、〇〇〇円。ただし、申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合にあつては、二六、五〇〇円

に

改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県証紙条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十五号

岐阜県証紙条例を廃止する等の条例

(岐阜県証紙条例の廃止)

第一条 岐阜県証紙条例（昭和三十九年岐阜県条例第六号）は、廃止する。

(岐阜県税条例の一部改正)

第二条 岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第百六十一条中「受けた」を「受ける」に改める。

第百六十二条中「岐阜県証紙条例（昭和三十九年岐阜県条例第六号）の例による」を「狩猟税額に相当する現金の納付を受けた後規則で定める書類に納税済印を押印する方法による」に改める。

第百六十四条の見出し中「証紙徴収」を「徴収」に改め、同条中「に県が発行する証紙をはり、狩猟者登録申請書を提出する際に、知事に提出し」を「知事に提出し、及び狩猟税額に相当する現金を納付し」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。

（岐阜県証紙条例の廃止に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年九月三十日までの間は、なお従前の例により県、第一条の規定による廃止前の岐阜県証紙条例（以下「旧証紙条例」という。）第五条第一項の知事の指定を受けた者（以下「指定売りさばき人」という。）又は同条第二項の知事の承認を受けた者から売りさばきを受けた証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは毀損したものを除く。以下「売りさばき済証紙」という。）による収入の方法により使用料又は手数料を徴収することができる。

3 売りさばき済証紙を保有する者は、施行日から令和十二年十二月三十一日までの間は、これを知事に返還して当該売りさばき済証紙の額面金額に相当する現金の還付を受けることができる。

4 売りさばき済証紙は、施行日以後においては、他の証紙と交換することができない。

5 施行日の前日において指定売りさばき人であった者は、その保有する証紙（旧証紙条例第五条第二項の規定により売りさばきをさせていたものを含み、消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは毀損したものを除く。以下この項において同じ。）を施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和十二年十二月三十一日までに証紙を返還した者に対し、当該証紙の額面金額から当該証紙の売りさばきに対して支払われた手数料に相当する額を控除した金額に相当する現金を還付するものとする。

（岐阜県税条例の一部改正に伴う経過措置）

6 狩猟税を納付しようとする者（普通徴収の方法により徴収される狩猟税を納付しよ

うとする者を除く。）は、施行日から令和八年九月三十日までの間は、なお従前の例によりその税額を納付することができる。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十六号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十二年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一七の表十二の項第一号イ中「一、五五〇」を「一、六五〇」に改め、同号ロ中「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「免許証」を「免許証等」に、「八〇〇円」を「七五〇円」に改め、同号ハ中「四、一〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、「行う試験」の下に「（以下この表において「技能試験」という。）を、「規定する確認」の下に「（以下この表において「技能試験等」という。）を加え、「試験又は確認」を「技能試験等」に、「六、六〇〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同項第二号イ中「一、七五〇」を「一、九〇〇」に改め、同号ロ中「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「免許証」を「免許証等」に、「八〇〇円」を「七五〇円」に改め、同号ハ中「二、五五〇円」を「二、五〇〇円」に、「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験又は法第九十七条第二項に規定する確認をその試験又は確認」を「技能試験等とその技能試験等」に、「三、三五〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同項第三号イ中「一、七五〇」を「一、八五〇」に改め、同号ロ中「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「免許証」を「免許証等」に、「八〇〇円」を「七五〇円」に改め、同号ハ中「二、六〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同号ロ中「一、八〇〇円」を「一、九五〇円」に改め、同項第四号イ中「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「免許証」を「免許証等」に、「八〇〇円」を「七五〇円」に改め、同号ロ中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に改め、同項第五号イ中「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同号ロ中「一、九〇〇円」を「一、九五

○円」に、「免許証」を「免許証等」に、「八〇〇円」を「七五〇円」に改め、同号ハ中「四、八〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験をその試験」を「技能試験をその技能試験」に、「七、六五〇円」を「七、四五〇円」に改め、同項第六号イ中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同号ロ中「一、五五〇円」を「一、六五〇円」に改め、同号ハ中「二、九〇〇円」を「二、九五〇円」に、「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験をその試験」を「技能試験をその技能試験」に、「四、三五〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表十三の項第一号中「三、九〇〇円」を「三、九五〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、九五〇円」に改め、同項第二号中「三、七五〇円」を「三、八五〇円」に、「四、五五〇円」を「四、六五〇円」に改め、同表十四の項中「二、四〇〇円」を「二、三五〇円」に、「二、八五〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同表十五の項を次のように改める。		十五 法第九十二條第一項又は第九十五條の二の十一項の規定による運転免許証の交付		1 法第九十二條第一項の規定による交付		イ 令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であつて法第九十七條の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下この表において「特定試験免除者」という。）に対する交付に係るもの		ロ イに掲げるものの以外のも		一通につき		二、一〇〇円（日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下この表において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、一、九〇〇円に与える免許一種類ごとに二〇〇円を加えた額）。ただし、仮運転免許に係るものにあつては、一、一〇〇円		二、三五〇円（複数免許取得者に対する交付にあつては、一、一〇〇円を加えた額）	
別表第一七の表十六の項中「二、二五〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同項の次に次のように加える。		十六の二 法第九十五條の二第三項の規定による特定免許情報の記録		特定免許情報記録手数料		1 法第九十五條の二第六項の規定による申請をする場合		イ 特定試験免除者に対する記録に係るもの		ロ イに掲げるものの以外のも		2 法第九十五條の二第二項の規定による申請（以下この表において「更新時不交付申請」という。）をする場合		3 法第九十五條の二第六項の規定による申請及び更新時不交付申請のいずれをもしない場合	
2 法第九十五條の二第十一項の規定による交付		一通につき		二、五五〇円		一件につき		一、三五〇円（複数免許取得者に対する記録にあつては、一、一五〇円に与える免許一種類ごとに二〇〇円を加えた額）		一件につき		八〇〇円		一、五〇〇円。ただし、法第九十二条第一項 第九十五条の二第十一項	

十六の三 法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定又は法第六六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え		免許情報記録の書換え手数料		1 免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者に対する書換えに係るもの		2 1に掲げるものの以外のもの		一件につき		若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、一〇〇円		一〇〇	
別表第二七の表十八の項中「一、四五〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、一五〇円」に改め、同表十八の二の項中「三、五五〇」を「三、六五〇」に改め、同表二十の項第一号中「三、四〇〇円」を「三、七五〇円」に改め、同項第二号中「二九、五〇〇円」を「二九、八〇〇円」に改め、同項第三号中「二四、七〇〇円」を「二四、四五〇円」に改め、同項第四号中「二、五〇〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表二十二の項第一号中「二四、五五〇円」を「二五、一〇〇円」に改め、同項第二号中「二一、八五〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同項第三号中「九、六五〇円」を「九、九五〇円」に改め、同表二十三の項第一号中「二、九〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「四、四〇〇円」を「五、〇五〇円」に改め、同項第二号中「二、七五〇円」を「二、九五〇円」に、「二、五五〇円」を「二、七五〇円」に改め、同項第三号中「二、六五〇円」を「二、八〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、五五〇円」に改め、同項第四号中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表二十四の項及び二十五の項を次のように改める。													
二十四 法第一百一条第一項又は第一百一条の二第一項に規定する運転免許等の更新				運転免許等更新手数料		1 免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受けられる場合を除く。）		イ 法第一百一条の二の二第一項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この表において「經由申請」という。）をする場合		一件につき		二、七五〇	
2 免許情報記録の有効期間の更新（同時に更新する場合を除く。）				イ 經由申請をする場合であつて、法第一百一条の二の二第三項の規定による申出（以		ハ 經由申請及び更新時不交付申請のいずれをもしない場合		ロ 更新時不交付申請をする場合（經由申請をする場合を除く。）		一件につき		一、三〇〇	
				イ 經由申請をする場合であつて、法第一百一条の二の二第三項の規定による申出（以						一件につき		一、〇〇〇	

別表第一七の表二十六の項中「第百四条の四第六項（法第百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する」を「第百五条の二第二項の規定による」に、「一、一〇〇」を「一、一五〇」に改め、同項の次に次のように加える。

二十五 法第百一条の二の二第二項に規定する運転免許証の更新申請等による更新料		運転免許更新料		更新料	
1 經由地書換申請をする場合	2 經由地書換申請をしない場合	3 免許証の有効期間の更新及び免状情報記録の有効期間の更新		に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く	
		ロ 經由申請をする場合		下この表において「經由地書換申請」という。）をするとき	
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
一、七〇〇	七五〇	二、八五〇	二、一〇〇	一、九五〇	

別表第一七の表二十七の項中「第百四条の四第七項（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。二十九の項において「府令」という。）第三十条の十三第一項」を「第百五条の二第五項の規定に基づく府令第三十条の十一第一項」に、「一、一〇〇」を「一、一五〇」に改め、同表二十八の項中「二、三五〇」を「二、二五〇」に改め、同表二十九の項第一号中「七五〇」を「八五〇」に改め、同項第二号中「二、三五〇」を「二、四〇〇」に改め、同項第四号中「四、四五〇」を「四、六五〇」に改め、同項ロ中「三、五〇〇」を「三、八〇〇」に改め、同項ハ中「二、八〇〇」を「三、〇五〇」に改め、同項第五号イ中「四、一五〇」を「四、三〇〇」に改め、同項ロ中「四、〇〇〇」を「四、二〇〇」に改め、同項第六号中「一、五〇〇」を「一、七五〇」に改め、同項第七号中「三、一〇〇」を「三、二〇〇」に改め、同項第八号中「一、四〇〇」を「一、八五〇」に改め、同項第九号中「七五〇」を「九〇〇」に改め、同項第十号イ中「二、一五〇」を「二、三〇〇」に改め、同項ロ中「二、〇五〇」を「二、一五〇」に改め、同項ハ中「二、七〇〇」を「二、八五〇」に改め、同項ニ中「二、五五〇」を「二、七〇〇」に改め、同項ホ中「二、四五〇」を「二、五五〇」に改め、同項第十一号イ中「第九十二条の二第二項の表「備考」の2」を「第九十五条の六第一項の表備考

二十六の二 法第百五条の二第四項の規定による運転経歴情報の記録	運転経歴情報記録手数料	一件につき	九〇〇円。ただし、法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付又は同条第五項の規定に基づく道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この表において「府令」という。）第三十条の十一第一項に規定する運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合においては、一〇〇円

一の口」に

五〇〇

を

五〇〇円。ただし、岐阜県公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この表において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」という。）にあっては、二〇〇円

に改め、同号口中「第九十

二条の二第二項の表備考一の三」を「第九十五条の六第一項の表備考一のハ」に

八〇〇

を

八〇〇円。ただし、オンライン講習にあっては、二〇〇円

に改め、同号ハ中「第九十二条の二第二項

の表備考一の四」を「第九十五条の六第一項の表備考一のニ」に、「第三十八条第十一項本文」を「第三十八条第十一項第一号本文」に、「二、三五〇」を「二、四〇〇」に

八〇〇

を

八〇〇円。ただし、オンライン講習にあっては、二〇〇円

に改め、同項第十二号イ中「六、四五

〇」を「六、六〇〇」に改め、同号口中「二、九〇〇」を「二、九五〇」に改め、同項第十三号イ中「九、〇五〇」を「九、三五〇」に改め、同号口中「二、五〇〇」を「二、九〇〇」に改め、同項第十四号中「二、二五〇」を「二、六〇〇」に改め、同項第十五号中「又は第十六号」を削り、「二、一〇〇〇」を「二、一〇〇」に改め、同号

の次に次のように加える。

16 法第百八条の二第二項第十六号に掲げる講習 一時間につき 二、〇五〇

別表第一七の表三十の項第一号中「六、四五〇」を「六、六〇〇」に改め、同項第二号中「二、九〇〇」を「二、九五〇」に改め、同表第三十一の項中「九〇〇」を「一、〇〇〇」に改め、同表附表第一一の項中「四、〇〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「三五五〇円」を「三、六五〇円」に、「二、二五〇円」を「二、二〇〇円」に、「四、二五〇円」を「四、四五〇円」に改め、同表二の項中「六、七〇〇円」を「六、三五〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、二五〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、七五〇円」に改め、同表五の項中「二、三五〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、六五〇円」を「二、五五〇円」に改め、同表六の項中「二、〇五〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、五五〇円」を「二、四〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七五〇円」に改め、同表七の項中「二、五五〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表備考第一号中「二、三五〇円」を「二、九五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、三五〇円」に改め、同表備考第二号中「五〇〇円」を「五五〇円」に、「三〇〇円」を「三五〇円」に改め、別表第一七の表附表第二一の項中「四、〇〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「三、五五〇円」を「三、六五〇円」に、「二、二五〇円」を「二、二〇〇円」に、「四、二五〇円」を「四、四五〇円」に改め、同表二の項中「二、〇五〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表四の項及び五の項中「一、三〇〇円」を「一、三五〇円」に改め、同表六の項中「二、五〇〇円」を「二、五五〇円」に改め、同表七の項中「二、五五〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表備考第一号中「二、四〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「九〇〇円」を「九五〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二五〇円」に、「二、八五〇円」を「二、九五〇円」に改め、同表備考第二号中「準中型自動車免許、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係るもの」にあっては、「一五〇円」を「又は準中型自動車免許に係るもの」にあっては「二〇〇円」を、普通自動車免許に係るもの」にあっては「一五〇円」を、特定第一種運転免許に係るもの」にあっては「五〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

令和六年十二月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社